

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【事業年度】	第26期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦部 浩司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	コーポレートグループ Group Leader 茂田 輝子
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	コーポレートグループ Group Leader 茂田 輝子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	873,194	994,611	1,018,798	1,039,861	1,060,132
経常利益又は経常損失 () (千円)	101,506	29,864	78,943	80,272	55,062
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	150,237	26,888	100,264	139,132	86,594
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	505,737	505,737	505,737	505,737	505,737
発行済株式総数 (株)	2,477,400	2,477,400	2,477,400	2,477,400	2,477,400
純資産額 (千円)	854,635	813,047	706,053	552,246	619,878
総資産額 (千円)	1,054,642	1,037,381	970,854	814,728	907,624
1株当たり純資産額 (円)	329.99	316.03	272.12	212.40	242.83
1株当たり配当額 (円)	3.00	3.00	3.00	3.00	6.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	61.25	10.96	40.88	56.73	35.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	76.7	74.7	68.7	63.9	65.4
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	15.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	18.9
配当性向 (%)	-	-	-	-	17.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	14,056	44,789	14,860	151,772	121,564
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	15,524	13,396	21,627	54,592	28,007
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,326	7,360	7,416	7,327	14,345
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	788,107	722,561	678,658	464,965	600,191
従業員数 (人)	61	63	61	57	53
(外、平均臨時雇用者数) (人)	(5)	(6)	(7)	(6)	(3)
株主総利回り (%)	97.0	109.0	111.3	58.3	70.3
(比較指標：TOPIX(配当込み)) (%)	(102.0)	(107.9)	(152.5)	(150.2)	(202.2)
最高株価 (円)	1,171	1,106	1,575	1,201	1,013
最低株価 (円)	737	707	850	543	462

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益は、持分法を適用する重要な関連会社がないため記載しておりません。
2. 第22期から第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 第22期から第25期の自己資本利益率、株価収益率、配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については、東京証券取引所（マザーズ市場及び市場第二部）におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
2000年6月	東京都港区港南において、携帯電話向け通信アプリケーションの開発及びサービスの提供を目的として、株式会社メディアソケットを設立（資本金50百万円）
2000年8月	携帯電話向けコミュニケーションサービスの提供を開始
2001年2月	音楽データベース活用サービス開始
2001年3月	本社を東京都千代田区一番町に移転
2002年12月	米国向け携帯電話アプリケーション開発・提供を目的とした、MEDIA SOCKET US, INC.を設立
2005年3月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
2006年1月	KDDI株式会社の総合音楽サービス「LISMO」向けアプリケーションの開発、サーバーおよびサービスの運営を開始
2006年9月	KDDI株式会社と資本業務締結
2007年4月	米国向けサービスの終了により、米国向け携帯電話アプリケーション開発・提供を目的とした、MEDIA SOCKET US, INC.を清算
2007年8月	商号を株式会社ソケットに変更
2009年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2009年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現：株式会社NTTドコモ）へ「コミック検索」の提供を開始
2009年8月	本社を東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目に移転
2010年10月	楽天株式会社（現：楽天グループ株式会社）へ「メディア商品のクロスセルデータ・サービス」の提供を開始
2012年9月	株式会社T.C.FACTORYを株式取得により連結子会社化
2013年10月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と資本業務提携
2015年4月	本社を東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目に移転
2015年5月	株式会社NTTドコモと株式会社レコチョクが提供する「dヒッツ@powered byレコチョク」にレコメンドエンジンの提供を開始
2015年10月	連結子会社である株式会社T.C.FACTORYを吸収合併
2016年5月	楽天株式会社が提供する「Rakuten Music」に音楽データベース、レコメンドエンジン、音楽配信システムの提供を開始
2017年1月	LINE MUSIC株式会社が提供する「LINE MUSIC」にレコメンドエンジンの提供を開始
2017年5月	HJホールディングス株式会社が提供する「Hulu」に映像メタデータの提供を開始
2018年4月	株式会社ジュピターテレコム（現：JCOM株式会社）が提供する「J:COM TV」に放送データの提供を開始
2020年8月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
2021年3月	株式会社NTTドコモが提供する「dTV」に映像および人物データの提供を開始
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行
2022年6月	クッキーレス感性ターゲティング広告サービス「Trig's」商用サービス開始
2022年9月	株式会社フジテレビジョンが提供する「FOD」に映像データの提供を開始
2024年2月	LyricFind Inc.とのパートナーシップ契約締結
2025年6月	本社を東京都渋谷区恵比寿四丁目に移転
2025年12月	地域創生事業及びアジア市場における事業基盤強化を目的に福岡市に「アジア準備室」を開設
2026年2月	IPコンテンツ・エンターテインメントに特化したDMP「MSDB Bridge」開発を開始

3【事業の内容】

当社は、音楽・映像・書籍・人物などのエンターテインメント関連および美容、食品、飲料、衣料、消費材、旅行など生活、ライフスタイル全般に関わるデータベースを開発し、それらを活用したインターネットサービス開発およびシステム提供を行っております。具体的には、「データ提供サービス」「レコメンドサービス」「パーソナライズサービス」「検索サービス」「データアナリティクス（データ分析）サービス」などを通信会社、Eコマース会社、音楽・映像関連のインターネットサービス会社、音楽レーベル会社、商品・製品開発メーカー、流通小売会社、サービス提供会社などに提供しております。なお、当社は単一セグメントとなります。

各サービス提供に伴う「ライセンス」「開発」「運用」事業があります。

「データ提供サービス」とは、当社が体系化したデータベースをサービス事業者に提供し、サービス事業者はそのデータを活用し、自社サービスを編成・運営することを行います。

「レコメンドサービス」とは、当社の独自データベースを活用し、音楽、映像、書籍などのエンターテインメント関連ならびに、美容、健康、ファッション、食、飲料、旅、住、金融など暮らし全般のおすすめ作品・商品・サービスに関する情報の提供を行います。このおすすめ情報により、利用者は、自分がまだ知らない作品、商品、情報を探す、知る、購入することなどができます。

「パーソナライズサービス」とは、サービス利用者の行動履歴を時間の経過と共に解析し、ひとりひとりの嗜好性に合った作品・商品・サービスに関する情報の提供を行います。これにより、利用者は、「自分の好

み

や気分にあったおすすめ情報」を知ることができます。

「検索サービス」とは、当社独自のデータベースを活用し専門分野などに特化した検索サービスであり、サービス利用者は一般的な検索サービスと比較し、よりこだわりのある専門的な情報を探す、知る、購入することができます。

「データアナリティクス（データ分析）サービス」とは、口コミ情報、行動履歴を収集・解析し、当社独自の感性データと組み合わせた分析を行い、印象評価、印象比較、企画、商品調達、商品開発、販売予測、プロモーション効果測定、メディアプランニング、制作支援などの各種マーケティング支援サービスをデータ・ドリブン（データを元に次の施策を決定すること）にて行います。当社独自の感性メタデータとの組み合わせにより従来手法の分析では見えづらかった「生活者や顧客やファンとコンテンツや商品との感性や感情的な結びつき」が見えるようになります。

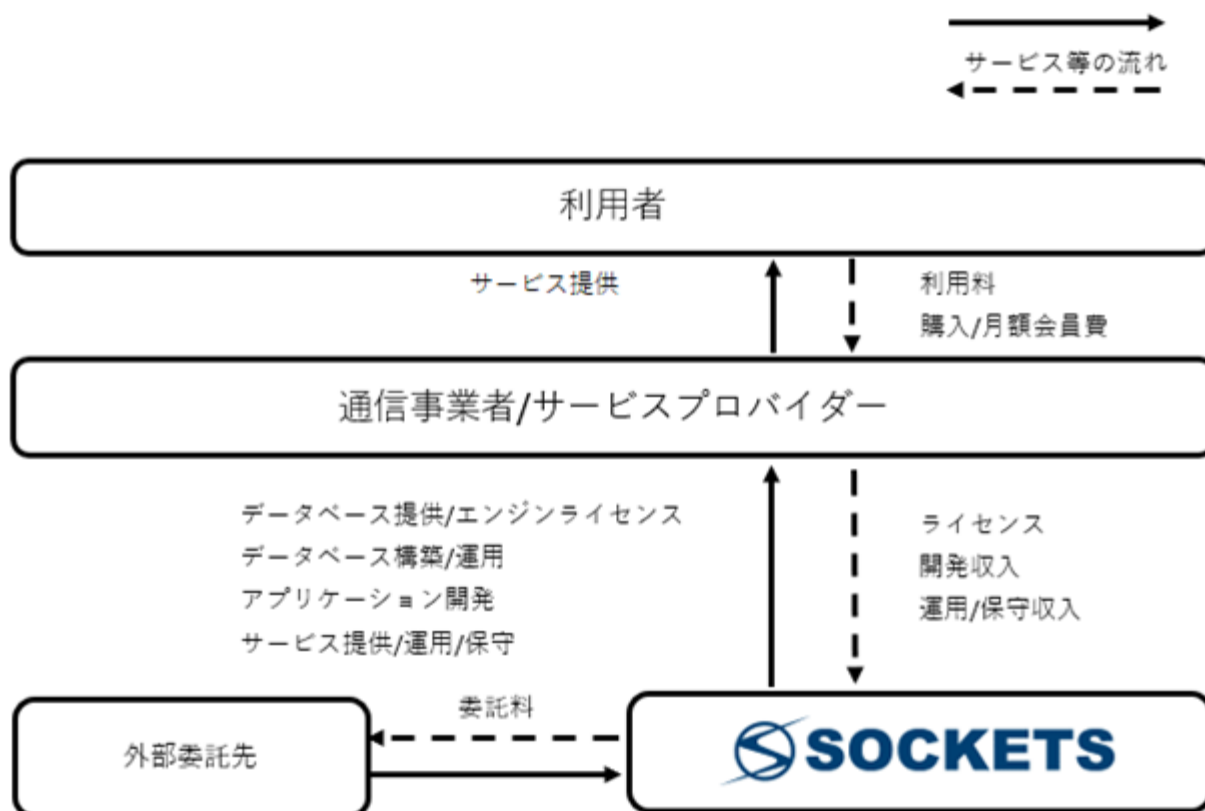
いずれにしても、当社データサービス活用により、サービス利用者や顧客の好みを理解し、あらたな出会いを提供し聴取、視聴、閲覧、回遊、購入、継続などサービス利用者に対する価値を高めることを主な目的としています。

これらの事業の元となるのが、当社独自開発のデータベースであります。音楽であれば、基本情報のみならず演奏されている楽器の種類、奏法、声質、歌唱方法、ビート、リズムなどの定量情報、歌詞の内容や楽曲テーマ、感性情報、年代、マイクロジャンル、影響を受けた楽曲やアーティストなどの関連情報までを詳細に特徴づける体系的なデータであります。映像であれば、基本情報に加え、たとえばそのアニメのテーマ、ストーリー、世界観、時代背景、舞台、キャラクター、職業、人間関係、シチュエーション、ファッションなどの詳細な情報を体系化しております。さらに音楽、映像、コミックなどのIPコンテンツが横断して繋がる「メディアフランチャイズ」のデータ化によりこれまで見えづらかったクロスメディア間の関係性の可視化を可能とします。これら同様、非エンターテインメント分野の美容、飲料、食品、旅行などにおいても基本情報のみならず、各商品やサービス、ブランドの特徴、体験価値、テーマ、カルチャー等を体系化し網羅しております。

ビジネスモデルとしては、「ライセンス」事業に関しては、月額従量制（月におけるデータや当社システムの利用量や利用者数に応じて発生）、月額固定制、またはその組み合わせおよび都度利用毎従量制、初期ライセンスなどがあります。「開発」事業に関しては、初期開発、サービス拡張に伴う追加開発があり、「運用」事業に関しては、主に年間契約に基づき、サービス事業者のシステムの一部を運用いたします。

当社のこれらのデータサービスは現在、KDDI株式会社、株式会社レコチョク、株式会社NTTドコモ、LINEヤフー株式会社、楽天グループ株式会社、LINE MUSIC株式会社、HJホールディングス株式会社（サービス名「HuLu」）、株式会社フジテレビジョン（サービス名「FOD」）、株式会社集英社、株式会社世界文化ホールディングス、株式会社CEメディアハウス、株式会社ハースト婦人画報社などで利用されております。

[メディアビジネスにおける事業系統図]



4 【関係会社の状況】
該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、『人の気持ちをつなぐ』ことをミッションとし、音楽・映像・書籍・一般商材などのデータベース及びそれらの過程で制作する感性メタデータを活用した感性AIを開発し、主にインターネットを通じ「レコメンドサービス」「パーソナライズサービス」「検索サービス」「アナリティクス(データ分析)サービス」「データ提供サービス」などデータ関連サービスを提供しております。

人間の想像力は無限であり、人の感性や感情は想像力を生み出します。

感性や感情(喜怒哀楽など)のデータ化は人とAIの共創の可能性を広げ、感性データを活用し、世界中のクリエイター、開発者、マーケター、サービサーの思い・こだわり・ストーリー、人々(ファン)と共に紡ぎだし、クリエイティブなエンターテイメント、ライフスタイルの誕生と広がり貢献することが当社のパーパス(存在意義)となります。

世界中のクリエイターと開発者、生産者、マーケター、サービサー、それぞれの志や想いの連帯に貢献することで、人の心と日々の時間をもっと豊かに深まることに役に立ちます。

そのような豊かで深い心を持った人と人との気持ちが繋がることはきっと社会の平和につながります。

私達の企業活動を通じて、多くのセレンディピティ(偶然の幸せな出会い)を実現し人それぞれの人生にとって出会いというかけがえのない瞬間を生むことを可能とします。

今後の社会においてAIがますます普及されることが予想されます。中でも米国や中国をはじめ国際的に様々な生成AIの開発が進みその競争はより一層激しくなることが予想されております。そのような一般的な生成AIは根拠となるデータがWeb上から収集された大規模なデータセットであり、幅広く汎用的ではありますが、一方で分野を特化した場合の情報の鮮度や専門性という品質面において課題があります。また日本語独特の情緒的な解釈も課題としております。当社は感性メタ含むドメインに特化した独自のデータベースでこれらの課題を解決します。合わせて特定のコンテンツ分野に特化した知識ベースの堅牢な推論手法を独自データベースと組み合わせることでこれら課題を解決し、根拠となる推論の透明性を担保し信頼性を確保します。

このような取り組みにより生成AIと感性AIの最適なコラボレーションを実現し、人間の複雑な感性や感情を理解する感性AIを活用したエンターテイメント分野とマーケティング分野で独自のデータサービスを展開し「心を豊かにするAIにより社会により貢献してまいります。

短期的には、独自の感性データ・テクノロジーにより

- ・エンターテイメント・IPコンテンツ市場の発展に貢献すること
- ・新たなクリエイター・エコノミーの創出
- ・感性マーケティング市場を開拓していくこと

を行い、その上でそれらを繋ぎ組み合わせたエンターテイメント×感性マーケティングの事業活動により、日本のクリエイター、アーティスト、コンテンツの発掘から制作、国内外流通、プロモーションまでをデータでマネジメントを行うことを実現してまいります。

それらを実現するための基本方針として

『人の気持ちをつなぐ』ことに役に立つ価値あるサービスを確かなモノづくりにて実現するために、新しいテクノロジーが切り開く可能性を信じ、研究開発とデータ開発を重視します。

常にユーザー視点、顧客価値を大切に、真に価値のあるオリジナリティの高いサービスの実現へ向けサービス開発を続けます。

エンターテイメントが生む様々なエモーション、シチュエーション、オケーションをデータベースとして解釈し、人間の多様な創造性、想像力を科学する技術を開発します。

より一層の心が豊かな社会の実現に向けた価値ある新しいサービスを生み出す技術力と企画力を育成し続けるために、多様性と自主性に富む人材の採用・育成、成長への環境づくりに努めます。

当社の企業理念や志を共有する従業員、取引先、株主などと共に成長し、貢献します。そのための企業文化を育てます。

これらを継続的かつ長期的かつ日常的に行うことで、その結果として、収益力の向上、持続的な成長を実現させることが、人それぞれの思い、こだわり、感性や感情を大切に、思いやりと多様性に溢れる豊かな社会への貢献となり、一層の企業価値の向上に繋がるものと考えております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

エンターテインメントは人の感情を動かし感性を豊かにします。そして人間の営みの中で大事な要素である想像力を育みます。今後ますますAI社会が進む中、AIが得意とはいええない、人間にとってかけがいのない想像力が社会に生まれ、育ち、発展することに貢献するデータと技術の開発が当社の創業来のパーパスであります。

そのために当社独自の感性メタデータと感性AIを磨き続けます。

今後の世界から見た日本のあり方の一つとして、日本に数多く存在するアニメ、コミック、ライトノベル、J-POPなどを中心とした日本独自文化の発掘や世界へ向けた国際流通をより発展させることにありと想定されております。当社は創業来、音楽、アニメ、ドラマ、映画、コミックなどエンターテインメントを網羅するメタデータの構築を進めている中、当社エンターテインメントに特化したメタデータやデータ技術が、クリエイター、アーティスト、コンテンツ、イベント、これらのIPの発掘に貢献してまいります。

(IPとは楽曲、アニメ、ドラマ、小説、コミック、キャラクターなどのIntellectual Property、知的財産を指します)

またIPの発掘のみならず制作、プロモーション、タイアップなどのマーケティングまで一貫したサポートを当社のデータベース・データ技術で行なうことを可能とする独自の仕組みの開発を進めてまいります。

これらの取り組みより、日本のクリエイター、アーティスト、コンテンツがより多く生まれ、コラボレーションやプロモーションを推進するデータサービスを展開することにより、IP立国日本の未来に貢献してまいります。

その実現に向け当社は、音楽・映像・書籍・テレビ・イベントなどのエンターテインメント分野において国内随一のデータベースをより拡充し、独自の感性AIを活用しエンターテインメント体験機会の増加に貢献してまいります。あわせて、当社データの利活用範囲をインターネット上に留まらず、コンテンツ制作、ライブ、グッズ(マーチャндаイズ)など、リアルな体験機会の領域にも広げてまいります。

その上で、感性メタデータの開発・提供をエンターテインメント分野のみならず美容、健康、ファッション、食、飲料、旅、住、金融など暮らし全般の非エンターテインメント分野まで広げ、ライセンス提供先を流通業界、製造業界、小売業界、美容業界、旅行業界、飲食業界、広告業界、不動産業界、金融業界などに展開してまいります。そのプロセスとして、独自の感性ターゲティング広告サービス「Trig's」を広げ、日本国内におけるPMP (Private Market Place)といわれるブランド・サービスの共感を繋ぐ広告サービスとして、様々なメディアや企業の信頼性と収益性の向上に貢献してまいります。

これら現在進めているエンターテインメントデータサービスと感性マーケティングサービスを掛け合わせることで、次世代に向けたIPデータテクノロジーサービスの展開を加速します。

その先には、個人と企業とクリエイターやアーティストが垣根を越えて「共感を軸に協創するプラットフォームサービス」の構築があります。

生活者、クリエイター、アーティスト、コンテンツ、企業、製品、開発者、生産者、それぞれの持つストーリーや世界観を繋げることで、セレンディピティあふれる体験の連鎖により、人の内面的な成長に寄与しQuality of Lifeの向上に貢献します。

それらの実現のために、当社独自の人の感性や感情を体系的に情報化したオリジナルデータベースの開発およびそのデータを利活用する感性AI関連技術開発を進めてまいります。

- ・エンターテインメントデータサービスの質、量の継続的な改良
- ・エンターテインメントデータサービス外部アライアンス強化
- ・独自の感性マーケティングサービス進展
- ・エンターテインメントデータサービスと感性マーケティングサービスを掛け合わせたIP関連事業の推進
- ・上記事業及びデータの海外連携、展開

以上を行なってまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では、感性メタデータ・感性AI関連技術を活用した新しいサービスの開発、品質向上を継続的にを行い、より多くの皆様に当社独自の人の気持ち繋がるサービスを提供し、顧客満足度の向上を図ることが当社の企業価値の向上に繋がると認識しております。そのための経営指標として「成長性」と「収益性」を重要な経営上の指標としております。

当社の中期的な経営指標として、社会により深く役に立ち、かつ独自性が高い事業の指標として「売上総利益率60%以上」を目標としています。それらを達成するにあたり、当社データ関連サービス技術の事業モデルにおいて一時的な受託開発・運用モデルではなくユーザー数の拡大が直接的もしくは間接的な収益拡大に繋がる事業モデル、月々の継続的な収入となるサブスクリプション(定額制)事業モデル、当社が独自に開発した感性AIを最大限活用したIP事業モデルなどのライセンス型ビジネスモデル及び新たなIPコンテンツの発掘から制作・マーケティングへの貢献による成功報酬型などの収益モデルの多様化を進めております。

中期的な経営指標として「売上成長率年間20%以上」を目標としております。

またあわせて、「月間ライセンス提供数および額」「新規ライセンス提供数」「既存ライセンス継続率」「ライセンス型ビジネスモデルの売上構成比」「売上に占める研究開発費やデータ開発などの先行投資額比率」の管理に取り組んでまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

インターネット関連、データ関連、AI関連分野の技術革新、生活者や企業の目的や嗜好の多様化、新規参入など変化の激しく起こりうる事業環境の中で、当社が長期的に持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために、以下のような課題に対処してまいります。

優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社にとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社独自の技術開発力や企画力およびサービス運営力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長の機会を提供し、かつ事業規模を拡大させていくための人材を獲得する必要があります。

人的基盤を強化するために、全役職員を対象としたクレド（行動規範）など企業文化の熟成、採用体制の強化、新入社員・中堅社員・管理職向けなど段階に応じた教育・育成、研修制度、人事評価制度、より弾力的な報酬制度、多様な働き方を実現する勤務体系の充実など、各種施策を進める方針であります。

開発・品質管理体制の強化

当社が開発を手掛けるアプリケーション、データベースおよびサービスは、技術革新の中で、開発内容が複雑化する可能性があります。また、ライセンス事業モデルの中でも顧客においては、開発スピードのさらなる向上やコストの軽減、高付加価値化を求めてくることが想定されるため、これらへの対応力の強化が必要となります。

このため当社では、企画営業部門と開発部門における連携面での見直し、開発・運用ルールの一貫化、自社開発ツールの構築、開発体制の一体化など全社的な技術資産の共有を行うことで、開発・品質管理体制の一層の強化を図っていきます。

収入モデルの多様化

現在の当社の主な収入モデルは、ライセンス収入モデル、開発収入モデル、運用収入モデルなどです。

現在主力であるライセンス収入モデルの多様化を一層進めてまいります。

低い金額でライセンス提供可能なライト版ライセンス、初めは無料で提供するフリー版ライセンス、付加価値向上に合わせたアップグレード版ライセンス、また当社サービスの外部の代理店による販売などのエージェント型ライセンスなど収入モデルなどの多様化に一層取り組んでいきます。

さらに、当社感性メタデータ、感性AI活用の収入モデルとして、利用成果に応じて権利の一部を共有するなどのIP(知的財産を活用し収益を得る)事業モデルの構築に取り組んでまいります。

内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社では継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努める必要があります。

今後も事業規模の拡大に合わせ管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体および職務権限の見直しや社外役員の積極的な導入など、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

インターネット関連技術・サービスなど企業との連携

今後、国内外のインターネット技術やサービスは、ますます連携や融合されていくことと予想され、当社はこの流れへの対応力の強化が必要となります。

このため、当社では独自のデータベース及びデータサービスの開発を通じて通信事業者、デバイスメーカーやインターネット関連企業およびサービス提供企業との連携や権利元との調整などアグリゲーション力を強化していく方針であります。

営業体制およびコンサルティング能力の向上

既存事業のエンターテインメント分野向けデータサービスから新規事業の感性マーケティング分野へのデータサービスまで事業領域が広がる中で、営業人員および営業体系の強化、提案時または案件成立後のサポートともいえるコンサルティング能力の向上がより一層必要となります。業界経験者の採用、若手人材の育成、またエンターテインメント分野と感性マーケティング分野にまたがる営業とコンサルティングを可能とするスペシャリストの採用などを通じて、体制の強化、能力の向上に努めてまいります。

(5) その他、会社の経営上重要な事項

大株主との取引等

当社はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」といいます）より出資を受け、当事業年度末において同社は当社の議決権の9.8%を保有する大株主となっております。今後のマーケティング分野におけるCCCグループとの連携を目指し、データベースの開発およびその利活用に引き続き取り組んでおります。なお、CCCグループとの取引条件につきましても同社以外の取引先と同様に、価格交渉などの手続きを行った上、その都度決定しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、当社独自の感性データ技術を用いて、人間の想像力が広がることに役に立ち、ひとりひとりが自分らしく社会と共に生きる、自らのライフスタイルを見つけてより良く暮らすなど、ウェルビーイングとも言われる様々なニーズに応えていくことをミッションとしております。ひとりひとりが自身の内面に深く向き合いつつも、新しいマーケティング活動、コミュニケーション活動を通じて、社会との本質的な接続を可能とするために、当社独自の感性・感情解釈のデータ技術を通じて社会の役に立ち続けていくことを当社のパーパスとしております。

これらの考えのもと、全てのヒトやモノが多様性と生産性を失うことなく、将来にわたって継続、発展することができるよう、また、長期的な視点で持続的に社会価値と経済価値を創出できるように、当社の保有する技術、サービスの提供によりITやDXを通じて、様々なサステナビリティに関する取組みを横断的に継続していきます。

(1) ガバナンス

当社は取締役会を経営の基本方針および重要課題ならびに法令で定められた重要事項を決定するための最高意思決定機関と位置づけ、原則月1回開催しております。また、事業経営にスピーディーな意思決定と柔軟な組織対応を可能にするため、取締役および事業責任者等が出席する経営執行会議を随時開催し、各部門の責任者が参加する経営情報会議については原則月2回開催しております。加えて、業務執行に関する監視、コンプライアンスや社内規程の遵守状況、業務活動の適正性かつ有効性の監査のため、監査役が取締役会に出席することで議事内容や手続き等につき逐次確認いたしております。また、内部監査人を置き、内部監査を実施し、監査結果を定期的に代表取締役社長に報告しております。詳細は、「第4提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要 コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由」をご参照ください。

(2) 戦略

当社の感性や感情を解釈する技術やサービスは、人間の想像力を掻き立て、自己もしくは他者または社会をより広く深い視野で見ることに役に立ちます。そのようなサステナビリティにとって重要な人間の想像力の発展に役に立つ技術やサービスは、この先100年に渡っても本質的に必要とされるという認識のもと、当該関連技術の向上に中・長期に渡り努め続けることが、当社の基本戦略であります。一方で当該関連技術は、当社独自の感性AI技術で構成されますが、昨今の生成系AIの技術発展は、当社事業リスクになり得る面と拡大チャンスになり得る面の、両面の可能性があります。今後もAI技術の動向をよく洞察し、当社独自感性AIとの連携を図ることで、リスクへの対処ならびにチャンス拡大への取組を進めてまいります。

関連技術に関わるエンジニアの採用と教育を継続的に強化していくのみならず、営業からバックオフィスまで、サステナビリティや社会との共生に貢献する企業文化を育成・共有することに対する投資を中・長期に渡り行ってまいります。

(3) リスク管理

サステナビリティを企業活動の前提とする人的資本へのリスクに関しては、学習制度、教育制度の充実を継続して行ってまいります。合わせて当社独自の行動規範の共有と実践を通じて、良質な企業文化の醸成を進めることで、短期的な事業環境に左右されない体制の構築を進めてまいります。

また、状況に応じて外部の専門家(弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等)にアドバイスを受けられる体制を整えており、潜在的なリスクの早期発見、発生時の被害の最小化、再発防止に努めております。

詳細は、「第4提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

目に見えない価値を見つけるセレンディピティを生む当社独自の感性AIを活用したサービスの発展が、社会のサステナビリティの進展に直接的に繋がることから、当社事業の発展が目標とする指標になりえます。

そのための目標管理として、当社の中期的な経営指標として、社会により深く役に立ち、かつ独自性が高い事業の指標として「売上総利益率60%以上」、中期的な経営指標としては「売上成長率年間20%以上」を目標としております。またあわせて、「月間ライセンス提供数および額」「新規ライセンス提供数」「既存ライセンス継続率」「ライセンス型ビジネスモデルの売上構成比」「売上に占める研究開発費やデータ開発などの先行投資額比率」の管理に取り組んでまいります。

詳細は、「第2事業の状況 1.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(3)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。

また、当社は感性メタを活用した「レコメンドサービス」「パーソナライズサービス」「アナリティクス(データ分析)サービス」「データ提供サービス」を提供するデータベース・サービスカンパニーであることから、人的資本についても重要視し、人的資本およびその他の資本の最大化を図ることが様々な資本価値創造の源泉であると考えております。当社ビジネスを通じて、人的資本が財務資本を強化し、技術開発を通して知的資本を拡大し、顧客開発を

通して社会関係資本を創造し増大させると考えます。そのため、人的資本について重要視し投資を行うことで、持続的にその他の様々な資本を増強しております。

人的資本（知的財産）への投資として、2025年度は49,285千円の研究開発費を支出しておりますが、今後も引き続き、売上の25%を一つの指標に積極的な投資を継続していきます。

また、当社の持続的な発展のためには人的資本への投資が重要課題であるとの認識のもと、以下の取り組みを進めております。

ダイバーシティの推進と人権の尊重

当社は、国籍、性別、人種、障がいなどの有無に関わらず、社員がそれぞれの個性を活かし、能力を十分に発揮出来るように、働きやすい職場環境の整備に取り組んでおります。また、全社員が人権を尊重し、関係法令・国際ルールおよびその精神を遵守すると共に、社会的良識をもって持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動し、人種、信条、肌の色、性別、宗教、国籍、言語、身体的特徴、財産、出身地等の理由で差別を受けない健全な職場環境を確保しております。主な取り組みとして、新入社員研修や社内講習会を通じて人権意識の向上を図ると共に、従業員のハラスメントに関する相談・苦情等に対応する専用窓口を設置しております。

環境整備

当社は社員ひとりひとりの健康にも留意し、自分らしく活躍できる環境づくりを行っております。安全衛生委員会による教育の実施、産業医による健康相談窓口を設置しており、心身の健康維持と不調の未然防止のため、定期健康診断や年1回のストレスチェックを行っております。また、当社は人材の多様性も確保するため、全ての社員にとって働きやすい職場環境であることを重視しており、治療・介護・育児と仕事の両立を支援する社内制度の整備も推進し、ライフイベントに則した勤務形態の柔軟化を図っております。その方策の一つとして、子育て世代の支援の一環である育児休業制度の活用を推奨しています。

人財育成

当社は、企業価値向上・事業成長を実現するべく、企業価値を最大化させる人財の育成および自己啓発やチャレンジを尊重しております。そのために、定期的な人事評価面談を通じて社員一人ひとりのキャリアの希望や挑戦したい目標を丁寧にヒアリングし、個人の成長を組織としてバックアップする体制を整えています。また、主な取り組みとして、社員のスキルアップやモチベーションのアップ、品質意識向上を目的とした社内での技術交流会や各種検定、各種資格取得の推進と奨励金支給制度を運用しています。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境について

インターネットに関する技術およびサービスの変化

当社は、インターネット関連テクノロジーに基づいて事業を展開しております。インターネット関連テクノロジー業界では、新技術や新サービスが相次いで開発されており、技術および顧客ニーズなどの変化の速度が速いという特徴があります。

このため、当社は独自でかつ付加価値の高いサービスの実現に向け積極的な研究開発に注力しております。人の感性や感情を捕捉し得る「感性AI」関連技術開発を推進し、当社ならではの新たな技術やサービスの開発を進めております。しかし、研究開発の遅れ、顧客ニーズの見誤りや優秀な人材の確保の遅れ等により市場の変化に合った技術革新のスピードに適切に対応できない場合には当社の技術およびサービスが陳腐化し競争力が低下することが考えられ、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

生成AIの進展

世界的な規模で各種生成AIの開発はより一層進むことが予想されます。

これらの技術の進化は、社会的な構造の改革を伴うものであり、かつ当社の関わるインターネット関連テクノロジー、データサービス分野にも大きな影響を及ぼすことが見込まれます。そのような環境の中、当社は独自の感性メタデータおよび感性AIの開発を進め、日本ならではの感性・感情情報を解釈することを強みとし、合わせて生成AIとの連携強化を進めます。

競合について

当社に関連したインターネット分野のデータサービス分野におきましては、今後も引き続き新規参入企業が増加することが予想されます。

一方で当社では、独自に開発した感性メタデータを中心とした独自データベースを最大限に活用するビジネスモデルの構築をより強化し、他企業との差別化を図っております。また同時に、エンターテインメント分野において10年以上に及ぶ感性メタデータの開発・運用実績を踏まえた独自の分析技術や利活用技術開発を積極的に進め、「人の感性・感情を科学する」付加価値の高いサービスの質を実現し続けると共に、新規サービスの提供や既存サービスに対する新機能の実装を効率的に実現しております。しかしながら、競合となり得る会社が当社を上回る開発スピードやサービスの質を実現した場合、当社における事業展開および経営成績に影響を与える可能性があります。またインターネット広告市場においては、国内外の有力企業との競合があります。このためより独自の感性・感情の可視化・体系化を実現する技術に磨きをかけ、独自性を高めることとあわせ、必要に応じて有力企業との連携、提携も検討してまいります。

(2) 事業内容について

プログラム等のバグ(不良箇所)について

当社のアプリケーション、システムおよびデータベースの開発に関しては、社内の検証専門チームに加えて、外部の検証専門企業も活用することにより、納品する際のテスト・検証について専用の体制を構築し、開発・品質管理体制の強化を図っております。

しかしながら、完全にプログラム等のバグを排除することは難しく、プログラム等に重大なバグが生じた場合、当該プログラム等を使用したソフトウェア等によるサービスの中断・停止等が生じる可能性があります。この場合、当社の信用力低下や取引先あるいはユーザーからの損害賠償の提起等により、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ソフトウェア資産について

当社では、アプリケーション、データベースおよびエンジンを開発し、それらを活用したデータベースサービスを推進しております。それらの開発に係るコストについては、原則として研究開発費をはじめとした販売管理費として費用計上しております。そのなかで一部事業パートナーとの契約があるものについては自社サービス用ソフトウェアとして無形固定資産に計上しております。事業パートナーとの契約変更などにおいてこれらを一部または全部を除却処理する可能性があります。その場合、一時に費用が発生するため、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。一方で自社サービス用ソフトウェアの開発および研究開発については、プロジェクト推進体制を整備し、慎重な計画の立案・遂行に努めております。

システム障害・通信トラブルについて

当社では、主にサーバーを利用し、機能やサービス提供をしております。サーバー運用に際しては、クラウドサービスの活用を中心とし、安全性を重視したネットワークおよびセキュリティシステムを確保および構築し、24時間のシステム監視をはじめ、セキュリティ対策も積極的に行っております。

しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウイルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷等あらゆる原因によりサーバーおよびシステムが正常に稼働できなくなった場合、当社のサービスが停止する可能性があります。この場合において、当社のサービス提供先との契約に基づき損害賠償の請求を受けることがあった場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制について

人材の確保や育成について

当社において優秀な社内の人材の確保、育成および定着は最重要課題であり、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、社内リーダー層への幹部教育、新入社員および中途入社社員の育成、定着に取り組んでおります。

しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、また、必要な人材を確保できない可能性があります。また、必ずしも採用し育成した役職員が、当社の事業に寄与し続けるとは限りません。このような場合には、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の役員への依存について

当社創業者である代表取締役社長浦部浩司は、当社の最高経営責任者であり、事業の立案や実行等会社運営において、多大な影響を与えてまいりました。

現在当社では、事業規模の拡大にともなった権限の委譲や業務分掌に取り組み、同氏への依存度は低下しつつありますが、今後不慮の事故等何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制等について

法的規制について

現時点で、今後の当社事業そのものに対する法的規制はないと認識しておりますが、インターネットを活用したサービスに関しては、不正アクセス対策、電子商取引におけるトラブル対策、知的財産権の保護、個人情報の保護など今後新たな法令等の整備が行われる可能性があります。

例えば、2017年5月および2022年4月の「改正個人情報保護法」の全面施行などに見られるように、個人情報を生活者にとってより有効的に利用することに取り組んでいく方向はこれからの社会にとっても当社の事業機会にとっても価値がある一方で、プライバシー保護、セキュリティ保護などについては一層の留意が必要であります。

同法を始めとする今後の法令等の制定、改正あるいは社会情勢の変化によって既存の法令等の解釈に変更がなされ、当社の事業分野において新たな法的規制が発生した場合、当社の事業展開に制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じる可能性があります。

個人情報の取り扱いについて

当社が開発・提供する各種サービスの利用者は、主にスマートフォン等のデバイスを利用した個人であり、当社が運営を行うサービスにおけるユーザーサポート等において、氏名・電話番号等の当社グループサービスの利用者を識別できる個人情報を取得する場合があります。また、通常の取引の中で、業務提携先や業務委託先等取引先についての情報を得ております。

当社は、個人情報の管理強化のため、個人情報保護マネジメントシステムマニュアルの制定、役職員への周知徹底を図ると共に、これらの個人情報は、契約先である外部の大手データセンターへ格納し、高度なセキュリティ体制のもとで管理しております。

なお、2010年6月より現在に至るまで継続的に一般財団法人日本情報経済社会推進協会より個人情報の適切な取り扱いを実施している事業者であることを認定する「プライバシーマーク(R)」使用許諾事業者の認定を受けております。

今後につきましても、社内体制整備と共に、外部のデータセンターと継続的にセキュリティ対策強化を行い、いかなる個人情報も流出しないよう細心の注意を払ってまいります。しかしながら、当社の管理体制の問題、または当社外からの不正侵入および業務提携や業務委託先等の故意または過失等により、これらのデータが外部へ漏洩した場合、当社の信用力低下やユーザーからの損害賠償の提起等により、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は、知的財産権の保護については、会社のコンプライアンスおよび社会的責任において重要な課題であると認識しております。

開発、コンテンツの提供、日常業務でのソフトウェアの使用等の中で、当社の従業員による第三者の知的財産権の侵害が故意または過失により起きた場合、当社は損害賠償の提起等を受ける可能性があります。

(5) その他

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

ストック・オプション制度は、会社の利益と、役職員個々の利益とを一体化し、ビジョンの共有や目標の達成等、職務における動機付けをより向上させること、また監査役においては適正かつ厳格な監査による企業価値向上の意欲を高めることを目的として導入したものであり、今後も資本政策において慎重に検討しながらも、基本的には継続的に実行していく考えであります。

新株予約権には一定の権利行使条件がついており、原則として2年を経過した日から段階的な行使を基本としておりますが、これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、米国の政治情勢から端を発する世界経済の不安定さ、依然と続く国際的な物価上昇も関連する地域格差の広がり、先行きが明るいとはいえない地球規模でのエネルギー・環境問題など様々な複合的な要素の中、不透明感が増していく1年間でした。その中でも全体的に言えば景況感が減退するようなことはなく、一定の水準で成長基調にあるともいえました。資本市場においては2024年夏より市場の不安定さは増しており、国内の家計における景況感との乖離も出てきておりました。社会として変化性や多様性が富み予測の困難性がより増していく状況にありました。

このようにますます複雑性が増す社会において、社会全体が包摂性を育みひとりひとりがより自分らしく生きるというウェルビーイングの重要性はより強まる時代に進んでおります。一方では生成AIをはじめとしたAI技術の進展は凄まじく、AIと人間のあるべき関係性において今後ますます大きな課題と可能性の相反に向き合う状況が進むことが予想されております。

そのような時代背景において、当社は、通常のAIでは捉えきれない人間の感性や感情をデータで理解することに引き続き注力しております。事業としてエンターテインメント×感性マーケティングという分野を開拓し、独自の感性AIを活用し人それぞれの“ありたい自分”を見つけて過ごす価値ある時間（Quality of Life）の増加に貢献する事業活動を行っております。

今後より変化性や多様性が富む時代において、経済活動においても、機能性や経済性の重要性はもちろんのこと、情緒的価値、感性価値を軸とした経済活動は、従来以上に重要な要素となり、当社独自の人の気持ちを繋ぐ感性AI、感性メタデータ活用先、活用方法は広がる社会環境にあります。

具体的に言えば、エンターテインメント分野でのデータサービスにおいては、音楽・映像のインターネット配信市場の進化に向けて、着実に成長しております。また感性AI技術の活用先は、エンターテインメント分野以外の美容、健康、ファッション、食、飲料、旅、住、金融など日々の暮らしに関わる領域に広がっており、インターネット媒体での記事・コンテンツのレコメンド（おすすめ）や広告などにおいて利活用が一層進んでおります。

当社独自の感性データ技術は、これらのエンターテインメントデータサービスや広告サービスを通じて生活者視点でいえば、自分の“好き”や“推し”に出会う、自分らしく生きる、社会と共に生きる、自らのライフスタイルをみつけてより良く暮らす、そうした欲求を繋ぎ広げることを可能とする技術です。企業視点から見ても、エンターテインメント分野においては、お気に入りの楽曲、アーティスト、アニメ、ドラマ、映画、俳優、クリエイターなどと出会う機会の増加や音楽、視聴経験の向上への貢献、広告サービスにおける感性マーケティング分野においては、短期的ではない中期的な視点による企業が持つそれぞれのフィロソフィー、カルチャー、ストーリー、こだわり、パーパスなどを丁寧に訴求することで、自社の感性価値、情緒的価値をきっかけに企業と生活者が共感で繋がるより深いコミュニケーション活動への貢献が可能となってきております。

当社が培ったエンターテインメント分野でのデータベースやデータマネジメント技術を活用し感性マーケティング分野に繋げることで、多くのアーティスト、クリエイターの才能を発見し、それぞれのストーリーや世界観を可視化し、結果として新たなコンテンツ（IP）の発掘から制作、流通、プロモーション、コラボレーション、二次展開までのサポートを行うことを可能とします。創業より25年培ったエンターテインメント分野でのデータ関連技術を活用し、当社は今後のIP立国日本に貢献してまいります。

楽曲、アニメ、ドラマ、小説、コミック、キャラクターなどのIP（Intellectual Property：知的財産）

当社の強みは、感性メタデータを活用した独自の感性AIの開発と音楽、映像を中心としたエンターテインメント分野を通じて人間が持つ感性や感情を体系的、網羅的、詳細にデータベース化を行い、国内最大級の感性データベースであるメディアサービスデータベース（以下「MSDB」といいます）として開発、運用しているところにあります。それらのデータ・技術開発を通じて、人間の感性と感情に寄り添う「セレンディピティ＝偶然の幸せな出会い」を生む独自のデータサービスを可能とします。

当社は、「データベース・サービスカンパニー」として、創業以来『人の気持ちをつなぐ』というビジョンのもと、コンテンツに紐づく情報をデータベース化したオリジナルのMSDBを開発し、具体的には現在、「音楽データサービス」「映像データサービス」「感性ターゲティング広告サービス」の3事業を展開しております。

これらのサービスについては、ユーザーベースをもつパートナー企業への技術ライセンス提供として、KDDI株式会社、株式会社レコチョクを通じた株式会社NTTドコモ、LINEヤフー株式会社、楽天グループ株式会社、

LINE MUSIC株式会社、HJホールディングス株式会社（サービス名「Hulu」）、株式会社フジテレビジョン（サービス名「FOD」）、株式会社集英社、株式会社世界文化ホールディングス、株式会社CEメディアハウス、株式会社ハースト婦人画報社、株式会社講談社などのサービスにて利用されております。

開発・運用型売上ではなく、技術ライセンス収入主体への事業モデルの転換に向けたデータ・テクノロジーライセンス事業に一段と主力事業がシフトする一方で、研究開発やデータ開発を引き続き、売上の25%を目処に積極的な投資を実行しております。それら事業活動の結果として、当期の売上高は前事業年度比101.9%の1,060,132千

円、売上原価は、前事業年度比94.1%の530,615千円となりました。販売費及び一般管理費については、将来成長に向けた先行投資としての研究開発活動を積極的に継続し、前事業年度比86.3%の477,075千円となりました。また、繰延税金資産の回収可能性を見直し、繰延税金資産及び法人税等調整額を33,658千円計上しております。

これらの事業活動の結果、当事業年度の経営成績は、営業利益52,441千円（前事業年度は営業損失76,663千円）、経常利益55,062千円（前事業年度は経常損失80,272千円）、当期純利益は86,594千円（前事業年度は当期純損失139,132千円）となりました。

当事業年度末における総資産は、907,624千円（前事業年度末比92,895千円増）となりました。流動資産につきましては786,251千円（同89,501千円増）となりました。増減の主な要因としましては、現金及び預金の増加（同135,226千円増）、売掛金の減少（同41,208千円減）があったことによります。

固定資産につきましては、121,373千円（同3,394千円増）となりました。これは主に、本社移転に伴う建物等の増加、敷金及び保証金の回収による減少、繰延税金資産の計上によるものであります。負債は、287,746千円（同25,264千円増）となりました。増減の主な要因としましては、未払費用の増加（同12,643千円増）、未払法人税等の増加（同10,239千円増）、退職給付引当金の増加（同10,201千円増）、預り金の減少（同10,921千円減）であります。

以上の結果、純資産は、619,878千円（同67,631千円増）となり、自己資本比率は、前事業年度末の63.9%から65.4%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます）は前事業年度末に比べ、135,226千円増加し、600,191千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、121,564千円となりました。主な収入要因としては、税引前当期純利益63,013千円、売上債権の減少41,208千円、未払費用の増加12,643千円、退職給付引当金の増加10,201千円がありました。一方で主な支出要因としては、仕入債務の減少8,551千円、預り金の減少10,921千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は、28,007千円となりました。主な収入要因としては、敷金及び保証金の回収による収入81,614千円であります。一方で主な支出要因としては、有形固定資産の取得による支出34,146千円、資産除去債務の履行による支出17,000千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、14,345千円となりました。主な支出要因としては、配当金の支払額7,350千円、自己株式の取得による支出6,994千円であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしておりません。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当社は単一セグメントとしているため、当事業年度の販売実績をサービス内容毎に示すと次のとおりであります。なお、当事業年度より販売実績をサービスライン別からサービス内容別に変更しており、前事業年度についてもサービス内容別に表示し直しております。

名称	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)	前年同期比 (%)
サービス提供	934,900	95.4	934,315	99.9
受託開発	104,961	268.8	125,816	119.9
合計	1,039,861	102.1	1,060,132	101.9

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績および当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
LINE MUSIC株式会社	199,172	19.1	198,780	18.7
楽天グループ株式会社	143,203	13.7	149,065	14.0
株式会社エッグス	35,700	3.4	107,100	10.1

(2) 経営者による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者による当社の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これらの財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績などを勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等(1) 財務諸表〔注記事項〕(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営者の視点による経営成績等の状況及び資本の財源、資金の流動性についての分析

当事業年度においては、独自技術資産を活用したデータライセンス提供に関連する事業を主体とした事業モデルを進めてきました。従来のエンターテインメント分野向けのデータサービスに加えて、新規事業として感性マーケティング事業の育成を行いました。またIPコンテンツ市場の広がりを見据え、音楽・映像データサービスの強化に努めた結果、売上は1.9%増加しました。今後は、一層の売上成長と合わせ、収益性の高い独自のデータサービスの成長を基軸に収益性の向上を進めてまいります。

また、当社の主な資金需要は運転資金および研究開発費用であります。

運転資金は人件費支払いに充てるためのものであり、原則として営業活動による収入で賄うこととしております。

研究開発費用は、感性や感情を解釈する感性AI関連の技術開発、社内使用するソフトウェアの開発や、ソフトウェア開発に使用するサーバー等の利用にかかる支払いに充てるためのものであり、基本的には営業活動による収入を主たる財源としておりますが、無借金であることから資金繰り、金融情勢を勘案し、良好な関係にある金融機関から借入による資金調達も必要に応じ、検討可能な状況であります。

(3) 経営戦略の現状と見通し

現代的世界的に先行きが不透明な時代にある中で、生成AIのさらなる進化など技術やデータ活用の進化により新たな産業革命ともいわれる大きな変化が生まれております。その変化は経済活動のみならず生活のあらゆる領域での変革をもたらし、それらは人々の価値観の変化にも繋がっていきます。

自身の存在意義、パーパスなどに向き合うことがより重視されると共に、社会の多様性、包摂性、複雑性への理解の重要性が高まっています。社会と共生しながら自分らしくより良く生きる、ウェルビーイングやSDGsなど精神的な熟成を伴う価値観の浸透がさらに大事になってきています。それらの実現性によりまさに地球の将来を決める大きな変化をもたらす可能性があります。

このような時代背景の中、人間の感性や感情を解釈する技術はますます重要になります。これらの技術は「目に見えないものを感じる想像力」を育みます。ひとりひとりの想像力が成長することにより、個々人の精神性の熟成や人間性の回復が今後より進み、志を持つ個々人と企業の様々なコラボレーション(共創)が進化していきます。それらのコラボレーションは結果として社会や経済の多様性と自主性を伴った熟成された世界のより良い発展に寄与することとなります。

当社のエンターテインメントデータサービスは、音楽や映像作品・コンテンツに宿るクリエイターのメッセージ、ストーリー、世界観などを社会に多く繋ぐことで、人々が想像力を育む一助になりえます。また日本国内の音楽や映像作品・コンテンツは、日本はもとより、グローバル規模での流通が今後、言語の壁を越えて、ますます進んでいくことが予想されます。さらに、誰でもクリエイターになりえる時代が到来します。このような時代に貢献しえる会社として、データ・システム提供サービス会社からIPコンテンツを創発・増幅する会社への脱皮を進めております。加えて、それらデータサービスのグローバル展開を行ってまいります。

エンターテインメント関連市場においては、
基盤となるエンターテインメントデータベースの品質（質・量）を上げ、エンターテインメント関連市場への貢献
を視座に、データ企業との連帯を強化します。
インターネットを活用した音楽体験、映像体験といった体験価値がこの10年ほど熟成されてきた中で、次の10
年を見据えたNext Experience（次なるエンターテインメント体験）をパートナーシップを組みながら開発を進め
ます。

の活動を踏まえ、日本のエンターテインメント作品・コンテンツが海外でより多く広まることに、独自の
データサービスで寄与します。

感性ターゲティング広告をはじめとした感性マーケティングサービスは、企業・ブランド・製品・サービスが
持つ想い、こだわりを生活者に感性的、情緒的価値を伴い繋げることで、共感に基づいた出会うべき生活者と企
業・ブランド・製品・サービスを繋ぎます。その結果、生活者の時間と心の豊かさを生み、企業・ブランド・製
品・サービスに付加価値や収益を生むことを可能とします。

感性マーケティング関連市場においては、
感性ターゲティング広告を国内でも立ち上がる可能性が高いPMP（private market place=従来のアドネッ
トワークとは異なり企業広告や出稿メディアにおいて広告の質を最重要視した世界的に普及が進んでいる新し
いインターネット広告）市場において、当社広告サービスのTrig'sの普及に努めます。
PMP市場において、企業・ブランド・製品・サービスが持つ、ストーリーや世界観を独自の感性AIで可視
化し共感が連鎖する広告サービスに発展させます。
を行いつつ、投資先行の現在から収益化のスピードを上げてまいります。

またその先には、「エンターテインメント×感性マーケティング」の事業を実現し、生活者、クリエイター、
アーティスト、開発者、マーケター、生産者が持つストーリーや世界観を繋ぎます。
具体的にはIP（知的財産となるエンターテインメントコンテンツやクリエイター）の発掘、制作、流通、マー
ケティングまでを独自のデータ・テクノロジーで繋ぎ支援します。
これらを実現する仕組みとして当期において、独自のエンターテインメントに特化したDMP（データ・マネジ
メント・プラットフォーム）を開発しました。

日本のこれからの未来であるIP立国日本に貢献する会社として成長してまいります。

これらを実現する重要な要素は創業以来の当社の注力領域である人間の持つ「感性」や「感情」のデータベ
ース化およびその利活用にあります。当社は「人の感性や感情を理解する技術」の開発をより一層進めてまいりま
す。そのための土台となるのが、当社独自感性データベースおよび感性AIの技術となります。

その上で、中長期的に自社にてユーザーベースを持ちうる当社独自のデータベース活用サービスを展開し、国
内外で一人でも多くの利用者を増やしていくことで、当社ミッションである世界中の『人の気持ちをつなぐ』こ
とに寄与していきます。

（４）経営者の問題意識と今後の方針について

短期的には、収益基盤の改善と強化のペースを一層上げて進めます。この短期的な改善・強化を徹底して実現
した上で、中長期の戦略の実行を進めてまいります。また非連続的な成長を目的とした経営判断も一層行なっ
てまいります。

また将来を見据えたリーダー層の育成、企業文化のさらなる熟成、浸透などの人材育成およびマネジメント面
の強化についてもペースを上げて行っていきます。

その上で当社の経営陣は、現在の事業環境および入手可能な情報に基づき最善の経営戦略を立案し、実行す
るよう努力しておりますが、当社の属するインターネット業界は開発スピードが速く、その内容も複雑化してき
ております。また、提供するサービスについても、ユーザーの嗜好や流行の変化を捉え、柔軟な事業展開が必要とな
り、競合他社との競争が激化することも予想されます。あわせてあらゆる分野で大きな変革をもたらすであろう生
成系AIの進展は、予想を超えて進む可能性を持っております。

そのような事業環境の中で、当社は、人の感性と感情を解釈する技術およびサービス開発に特化し集中するこ
とで、徹底的に独自性を磨き、感性メタデータを基盤とした事業モデルにて収益拡大を強化してまいります。また
独自技術を活用した収益モデルの多様化とパートナーシップの強化を図り、収益の柱を増強、確立してまいりま
す。

5【重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社メディアソケット(注)1	KDDI株式会社	取引基本契約書	KDDI株式会社との取引に関する基本契約	2006年5月19日から1年間(以降1年毎自動更新)
株式会社ソケット	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社他2社(注)2	データベースの構築・利用等に関する業務提携契約書	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社他2社との業務提携に関する契約(注)2	契約締結日 2013年9月30日

(注)1. 当社は2007年8月1日付で、株式会社ソケットに商号変更をしております。

2. 他2社とは、株式会社T-MEDIAホールディングス(2016年4月1日付で株式会社TSUTAYA(現:カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社)に吸収合併)、株式会社CSマーケティングになります。本契約は4社間での業務提携になります。

6【研究開発活動】

当社は、競争力の源泉である感性メタデータおよびその利活用技術の開発、SDBの利用範囲を拡大し、収益モデルの多様化を実現していくためのデータベース強化と関連技術の研究などに取り組んでおります。

以上から、当事業年度における研究開発費の総額は、49,285千円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は38,265千円であり、その主なものは、本社移転に伴う建物、工具、器具及び備品の取得であります。また、本社移転に伴い、旧本社設備等の除却を実施しております。なお、当社の事業は単一セグメントであるためセグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	全社業務施設	20,086	10,965	2,559	33,610	53(3)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を()内に外書で記載しております。

2 本社の建物を賃借しており、設備の内容は以下のとおりであります。なお、2025年6月に本社を移転しており、年間賃料には移転前の賃料を含めて記載しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	51,534

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,420,000
計	7,420,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,477,400	2,477,400	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	2,477,400	2,477,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第14回新株予約権（2020年6月22日取締役会決議）

決議年月日	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17	同左
新株予約権の数(個)	580	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 58,000 (注1、2、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,021(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年7月2日 至 2030年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,021 資本組入額 511	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)	同左

(注) 1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割(株式無償割当てを含みます。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。))の転換の場合は除きます。は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
 - (2) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得します。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めます。

第15回新株予約権（2022年6月21日取締役会決議）

決議年月日	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 2 社外協力者 1	同左
新株予約権の数(個)	80	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000 (注1、2、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	831(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年7月2日 至 2032年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 831 資本組入額 416	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)	同左

(注) 1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割(株式無償割当てを含みます。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。))の転換の場合は除きます。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時まで継続して、取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザー、コンサルタント、社外協力者、業務委託先等その名目の如何を問わず、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいいます。）との関係で委任または請負等の継続的な契約関係にある場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
 - (2) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得します。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めます。

第16回新株予約権（2023年6月21日取締役会決議）

決議年月日	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 2	同左
新株予約権の数(個)	150	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000 (注1、2、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,056(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年7月2日 至 2033年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,056 資本組入額 528	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)	同左

(注) 1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割(株式無償割当てを含みます。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。))の転換の場合は除きます。は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時まで継続して、取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザー、コンサルタント、社外協力者、業務委託先等その名目の如何を問わず、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいいます。）との関係で委任または請負等の継続的な契約関係にある場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
 - (2) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得します。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めます。

第17回新株予約権（2024年6月21日取締役会決議）

決議年月日	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 4	同左
新株予約権の数(個)	300	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000 (注1、2、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	937(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年7月2日 至 2034年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 937 資本組入額 469	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)	同左

(注) 1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割(株式無償割当てを含みます。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。))の転換の場合は除きます。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時まで継続して、取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザー、コンサルタント、社外協力者、業務委託先等その名目の如何を問わず、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいいます。）との関係で委任または請負等の継続的な契約関係にある場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
 - (2) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得します。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めます。

第18回新株予約権（2025年6月20日取締役会決議）

決議年月日	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9 社外協力者 1	同左
新株予約権の数(個)	300	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000 (注1、2、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	598(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2027年7月2日 至 2035年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 598 資本組入額 299	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)	同左

(注) 1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割(株式無償割当てを含みます。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。))の転換の場合は除きます。は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が合併等行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時まで継続して、取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザー、コンサルタント、社外協力者、業務委託先等その名目の如何を問わず、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいいます。）との関係で委任または請負等の継続的な契約関係にある場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
 - (2) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得します。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めます。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年6月21日 (注1)	-	2,477,400	-	505,737	200,000	204,137
2024年6月21日 (注1)	-	2,477,400	-	505,737	70,000	134,137
2025年6月20日 (注1)	-	2,477,400	-	505,737	134,137	-
2025年6月23日 (注2)	-	2,477,400	-	505,737	735	735

(注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。
2. 資本剰余金を原資とする剰余金配当に伴い、資本準備金を積み立てたことによる増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	14	25	8	7	2,455	2,510	-
所有株式数 (単元)	-	531	1,005	5,623	589	39	16,959	24,746	2,800
所有株式数の 割合(%)	-	2.15	4.06	22.72	2.38	0.16	68.53	100	-

(注) 自己株式34,585株は、「個人その他」に345単元および「単元未満株式の状況」に85株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
浦部 浩司	東京都港区	586,100	23.99
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府枚方市岡東町12番2号	240,000	9.82
株式会社フェイス	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋 町566番1号 井門明治安田生命ビル	144,900	5.93
水元 公仁	東京都新宿区	70,000	2.86
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	66,000	2.70
株式会社SBI証券	東京都中央区晴海1丁目8-12	59,168	2.42
芳林 知仁	東京都豊島区	55,100	2.25
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	53,100	2.17
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタ ンレーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田 区大手町1丁目9-7 大手町フィナン シャルシティ サウスタワー)	47,100	1.92
松村 隆彦	東京都東久留米市	44,200	1.80
計	-	1,365,668	55.90

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 34,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,440,100	24,401	-
単元未満株式	普通株式 2,800	-	-
発行済株式総数	2,477,400	-	-
総株主の議決権	-	24,401	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式85株が含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ソケット	東京都渋谷区恵比寿 四丁目20番3号	34,500	-	34,500	1.39
計	-	34,500	-	34,500	1.39

(注) 上記のほか、当社所有の単元未満自己株式85株があります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年11月6日)での決議状況 (取得期間 2025年11月7日~2026年3月31日)	12,500	7,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	9,900	6,994,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	2,600	5,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	20.8	0.07
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	20.8	0.07

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	34,585	-	34,585	-

(注)当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題のひとつと認識しており、経営成績および財政状態を勘案しながら長期的な視点にたった安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

上記の方針のもと、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業環境等を総合的に判断いたしました結果、1株当たり6円の期末配当を実施することを決定しました。次期以降におきましては、事業の進捗等を勘案し、状況に応じて増配を含め検討してまいります。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、技術優位性およびコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術およびサービス開発体制や企画営業体制を強化するための人材採用やMSDBやサービスエンジンの開発など、将来の事業拡大への投資に有効に活用して参りたいと考えております。

当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年6月23日 定時株主総会	14,656	6

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要課題と考えております。その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた組織およびシステムを構築し、株主並びに当社サービスのユーザーに対する責務を果たしていくという認識のもと、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

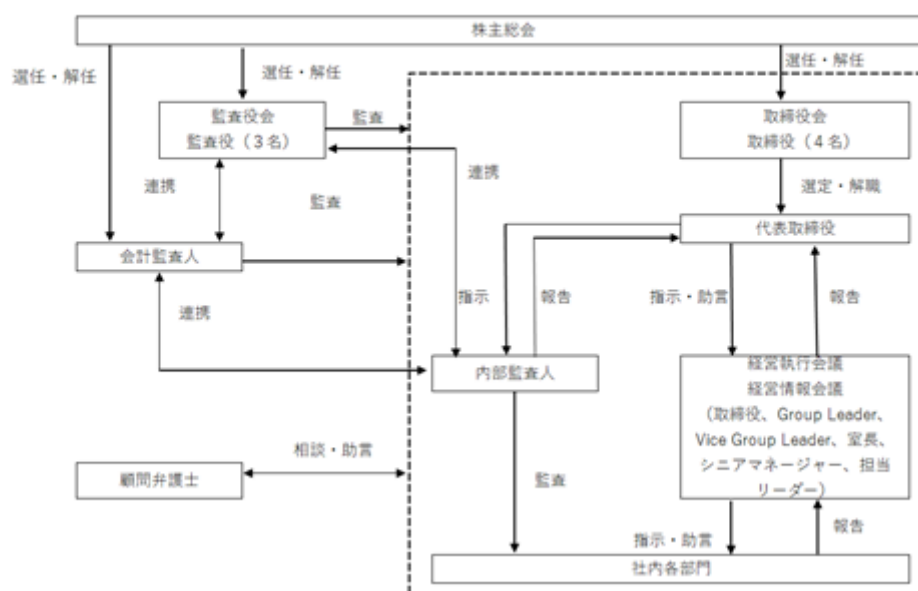
コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しており、取締役会および監査役会を設置しております。本書提出日現在、社内取締役（2名）、社外取締役（2名）および社外監査役（3名）を選任し、上場企業としての企業経営や会計・税務・法務・内部統制などに知見をもって他の取締役の業務執行の監視や提言などを行うことで信頼性の高いガバナンス体制を構築しております。

現在のガバナンス体制は、当社の現在の規模、企業としての成長段階および技術開発などのスピードを勘案して、他のガバナンス体制より意思決定のスピードや透明性などにおいて最も効率が良く、最適な体制であると判断しております。

本書提出日現在の当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりであります。

【コーポレート・ガバナンスの状況】



() 取締役会

(イ) 組織・人員

当社の取締役会は、本書提出日現在、社外取締役2名を含めた4名の取締役で構成されており、取締役会規程に基づき、監査役出席のもと、経営上の重要な意思決定を討議し決定および取締役の業務執行の監督を行っております。当社では原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況など、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。また、会計監査人からの指導事項についての改善案も同会において検討し、業務改善に努めるよう関連部署の部門長に指示をしております。

議長：代表取締役社長 浦部浩司

常勤取締役：浦部浩司

社内取締役：豊田将平

社外取締役：鶴飼幸弘 町田修一

社外監査役：相田俊充 大塚一郎 今西浩之

(口) 取締役会及び取締役の活動状況

取締役会は、月次で開催される他、必要に応じて随時開催しております。

当事業年度における取締役会の活動状況は次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数/開催回数
代表取締役社長	浦部 浩司	15回/15回
社外取締役	鶴飼 幸弘	15回/15回
社外取締役	栗岡 大介	5回/15回
社外取締役	町田 修一	15回/15回
社外監査役	相田 俊充	15回/15回
社外監査役	大塚 一郎	15回/15回
社外監査役	今西 浩之	15回/15回

(注) 1. 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

2. 社外取締役栗岡大介は、2025年6月20日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しておりますので、退任前の出席状況を記載しております。

当事業年度における取締役会の具体的な検討事項としては、以下のとおりです。

・決議事項(40件、うち書面決議7件)

株主総会に関する事項、決算に関する事項、取締役にに関する事項、株式に関する事項、予算や事業計画に関する事項、経営上重要な事項に関する事項、人事・組織に関する事項、内部統制に関する事項、規程に関する事項、支店設置に関する件、株主優待制度の導入に関する件、自社株式売買に関する件など

・報告事項(26件)

決算内容、事業報告、監査報告、監査役会決定事項、内部監査状況報告、投資株式に関する件など

() 監査役会

監査役会の構成は、本書提出日現在、常勤社外監査役1名と2名の社外監査役であり、各監査役の経験と見識に基づいた客観的な視点から監査を行っております。具体的には、定期的に監査役会を開催するとともに、取締役会に出席、常勤監査役については取締役会の他、経営情報会議への出席や重要書類の閲覧などにより、取締役の職務執行について監査しております。

社外監査役：相田俊充 大塚一郎 今西浩之

() 経営執行会議

業務執行を効果的かつ迅速に行うため、本書提出日現在、常勤取締役2名および代表取締役に指名された者6名が、各部門の状況報告や課題を共有し議論しております。また、取締役会付審議事項および経営に関する重要事項の審議決定、物品・サービスの購入や一部の規程類の制改定など権限に基づいた決裁を行う目的で、代表取締役社長 浦部浩司が議長となり随時開催しております。

議長：代表取締役社長 浦部浩司

常勤取締役：浦部浩司、豊田将平

Group Leader：坂元信之 茂田輝子

Vice Group Leader：山田雄輝 大山純平 桑原浩志

Vice Group Leader兼室長：川瀬尚子

() 経営情報会議

全社方針の伝達、共有、月次決算結果の検討に対する各部門での問題点の検討、各グループ単位での業務運営状況報告および情報交換等を行うため、代表取締役社長 浦部浩司が議長となり常勤社内取締役、常勤社外監査役、代表取締役に指名された者によって原則月 2 回開催しております。

人数は、本書提出日現在、常勤取締役 2 名、常勤社外監査役 1 名、Group Leader 3 名、Vice Group Leader 3 名、シニアマネージャー 3 名、担当リーダー 1 名の計 13 名であります。

議長：代表取締役社長 浦部浩司

常勤取締役：浦部浩司、豊田将平

常勤社外監査役：相田俊充

Group Leader：坂元信之、山田純、茂田輝子

Vice Group Leader：山田雄輝 大山純平 桑原浩志

シニアマネージャー：吉野隆之、芳林知仁、河村史子

担当リーダー：石山賢輔

企業統治に関するその他の事項

() 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務運営を適切かつ効率的に遂行するため、会社業務の意思決定や業務実施に関する各種社内規程を定め、職務権限、業務分掌などの明確化と適切な内部統制が機能する体制を整備しております。さらに、これらの内部統制が有効に機能していることを確認するために、内部監査人（内部監査担当および他部門のリーダー）による内部監査を、内部監査計画書に従った定期監査他必要に応じて特命監査を実施しております。

() 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムの運用上見出された問題点などの是正・改善状況ならびに、講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

() リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会、経営執行会議およびリスク管理委員会において、代表取締役社長をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、経営情報会議の結果を各部門長から各部門へ伝達し、問題解決に向けた指揮、命令を行うことで、リスク管理の有効性向上を図っております。

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を主管として推進しております。従業員への説明会実施や、ホットライン制度を通じ、周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス体制の確立・強化のため顧問弁護士、顧問社会保険労務士、顧問税理士など社外の専門家へのアドバイスやチェックの依頼を行っております。加えて、情報に係るセキュリティ体制を強化するため、関連する規程の整備を行いプライバシーマークの取得を行っております。

() 弁護士

当社は、顧問弁護士と顧問契約を締結しており、重要な契約、法的判断およびコンプライアンスに関する事項について相談し、助言ないし指導を受けております。

() 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額です。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

() 取締役の定数

当社の取締役の定数は 7 名以内とする旨を定款で定めております。

() 取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。

() 自己株式に関する要件

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

() 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を図る目的であります。

() 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を実施するため、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を取締役会の決議で行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	浦部 浩司	1968年5月18日生	1992年4月 日本合同ファイナンス㈱(現㈱ジャフコ)入社 1999年10月 ㈱ビジュアルコミュニケーション入社 執行役員就任 2000年6月 当社設立、代表取締役就任(現任)	(注3)	586,100
取締役	豊田 将平	1995年3月26日生	2019年3月 筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科 博士前期課程修了 2019年4月 当社入社 開発本部データマネジメントグループ配属 2024年4月 同社Engineering & Technology Division General Manager 同社経営執行会議メンバー(現任) 2025年4月 同社Tech Committee Tech Committee Leader 2026年4月 同社コンテンツ・データサービスグループ Group Leader(現任) 2026年6月 同社取締役就任(現任)	(注3)	-
取締役	鵜飼 幸弘 (注1)	1959年2月19日生	1981年4月 シャープ㈱入社 1989年2月 ㈱リコー入社 1990年9月 ㈱メガチップス入社 1998年6月 同社取締役就任 2000年6月 当社取締役就任(現任) 2008年6月 ㈱メガチップス代表取締役就任 2011年7月 ㈱テクノロジーハブ代表取締役就任(現任) 2019年7月 SeeDevice, Inc. 取締役就任(現任) 2024年7月 ㈱SeeDevice Japan代表取締役就任	(注3)	15,000
取締役	町田 修一 (注1)	1959年3月13日生	1982年4月 ㈱電通入社 ラジオ・テレビ局勤務 2001年4月 同社テレビ局放送確認部長 2005年4月 同社エンタテインメント局 アニメ・キャラクター事業部長 2012年4月 同社ラジオ・テレビ&エンタテインメント局 エンタテインメント室長 2014年4月 ㈱電通ミュージック・アンド・エンタテインメント出向 2014年6月 同社代表取締役就任 2022年4月 当社顧問就任 2024年6月 当社取締役就任(現任)	(注3)	-
常勤監査役	相田 俊充 (注2)	1962年1月10日生	2009年3月 エクサイト㈱設立、代表取締役就任(現任) 2014年4月 ㈱サニーサイドアップ 執行役員 グループ管理本部長及び広報IR部長就任 2017年4月 同社総務人事部長兼任 2019年9月 同社取締役就任 2024年6月 当社監査役就任(現任)	(注4)	-
監査役	大塚 一郎 (注2)	1953年4月20日生	1981年4月 弁護士登録、竹内澄夫法律事務所入所 1988年1月 ニューヨーク州弁護士登録 1988年9月 キル・パトリック・アンド・コーディ法律事務所入所 1990年9月 アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所入所 1992年10月 ブレークモア法律事務所入所 1999年12月 メリルリンチ日本証券㈱監査役就任 2002年6月 リシュモンジャパン㈱監査役就任 2002年10月 東京六本木法律事務所(現東京六本木法律特許事務所)設立、パートナー就任(現任) 2008年1月 当社監査役就任(現任) 2022年2月 ㈱オプロ監査役就任(現任)	(注4)	5,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	今西 浩之 (注2)	1966年9月22日生	1991年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1998年7月 公認会計士今西浩之事務所所長就任(現任) 2001年10月 (株)ランシステム取締役就任 2003年3月 イマニシ税理士法人 社員(現任) 2005年3月 (株)朝日ネット監査役就任 2005年6月 (株)パイオラックス監査役就任 2008年6月 当社監査役就任(現任) 2016年6月 (株)パイオラックス社外取締役(監査等委員) 就任	(注4)	5,000
計					611,100

- (注) 1. 取締役鶴飼幸弘氏および取締役町田修一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役相田俊充氏、監査役大塚一郎氏および監査役今西浩之氏は、社外監査役であります。
3. 2026年6月23日選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 2024年6月21日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

- () 会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他利害關係の概要

社外取締役鶴飼幸弘は、当社株式を保有している他は、当社との人的關係、資本的關係又は取引關係その他利害關係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

鶴飼 幸弘 株式 15,000株

社外監査役大塚一郎および今西浩之は、当社株式を保有している他は、当社との人的關係、資本的關係又は取引關係その他利害關係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

大塚 一郎 株式 5,000株

今西 浩之 株式 5,000株

社外取締役町田修一および社外監査役相田俊充は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的關係、資本的關係又は取引關係その他利害關係はございません。本書提出日現在の当社新株予約権の保有数は以下のとおりです。

町田 修一 50個(5,000株)

相田 俊充 50個(5,000株)

- () 社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、それぞれ上場企業経営者、マーケティング事業におけるエンターテイメントの利活用分野の専門家としての豊富な経験・知識に基づいた助言や監視を受け、経営意思決定に役立っています。

社外監査役は、企業経営、会計、法務、マーケティング事業分野における経営管理者としての豊富な知識・経験に基づいた発言を取締役会、監査役会などで行っており、その立場から適正な監査を実施しております。

- () 社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性の基準として、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たすことを選任の要件としております。

- () 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

社外取締役鶴飼幸弘は、上場企業運営における経験が当社にとって有益であるとの判断から選任しております。

社外取締役町田修一は、マーケティング事業におけるエンターテイメント利活用という分野にて豊富な実績と知見を有しており、当社の中期的な成長シナリオ実現に向けて客観的かつ専門的なサポートを期待できるとの判断から選任しております。

社外監査役相田俊充は、長年にわたるマーケティング事業分野における経営管理者としての豊富な経験を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言をいただけるとの判断から選任しております。

社外監査役大塚一郎は、弁護士としての法務面での高い専門的見地および提言が的確であり、また、他社での監査役経験も豊富なことから、コンプライアンスおよびリスク管理面での監査役機能強化のために適任であると判断し、選任しております。

社外監査役今西浩之は、会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務および開示面での監査機能強化に適任であると判断し、選任しております。

社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
「(3) [監査の状況] 監査役監査の状況」に記載しております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会の構成は、常勤社外監査役1名と2名の社外監査役であり、各監査役の経験と見識に基づいた客観的な視点から監査を行っております。具体的には、定期的に監査役会を開催するとともに、取締役会に出席、常勤監査役については取締役会の他、経営情報会議への出席や重要書類の閲覧などにより、取締役の職務執行について監査しております。なお、現在の監査役会の構成として、社外監査役相田俊充は、長年にわたるマーケティング事業分野における経営管理者としての豊富な経験を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言を期待できるとの判断から選任しております。

社外監査役大塚一郎は、弁護士としての法務面での高い専門的見地および提言が的確であり、また、他社での監査役経験も豊富なことから、コンプライアンスおよびリスク管理面での監査役機能強化のために適任であると判断し、選任しております。社外監査役今西浩之は、公認会計士および税理士であり会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務および開示面での監査機能強化に適任であると判断し、選任しております。

監査役監査については、会計、法律およびリスクマネジメントに精通した公認会計士資格を有する者の他、弁護士資格を有する者を社外監査役として選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。また、監査役監査、会計監査人による監査および内部監査が有機的に連携する様、内部監査結果については、監査の都度、内部監査人が監査役会に報告し、適宜意見交換を行っております。加えて、定期的に内部監査人と常勤監査役のミーティングを開催し、意見・情報交換を行っております。会計監査人との連携につきましては会計監査人に報告を行うとともに、会計監査人から監査及び期中レビューの計画及び結果の説明を受けております。監査役会と会計監査人とは、期中に会計監査人から監査の経過報告を受ける他適宜意見交換を行っております。

なお、社外取締役・社外監査役と内部統制部門との連携につきましては、監査役会と内部監査人との定期的な意見・情報交換に加え、コーポレートグループ 兼 社長室が社外取締役および社外監査役のサポートにあたっており、取締役会関係資料などを事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。その他、社外取締役、社外監査役から問合せなどがあった場合には、コーポレートグループ 兼 社長室が迅速に対応する体制となっております。

各監査役の取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況は以下のとおりであります。

氏名	出席状況並びに発言状況
監査役 相田 俊充	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会10回全てに出席いたしました。必要に応じ、長年にわたる経営者としての経験から、適宜発言を行いました。
監査役 大塚 一郎	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会10回全てに出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
監査役 今西 浩之	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会10回全てに出席いたしました。必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

当事業年度における監査役会の具体的な検討事項としては、以下のとおりです。

- ・決議事項(31件)
監査報告書の作成、監査方針や監査計画策定、会計監査の相当性、監査役の選任・報酬に対する同意、会計監査人の選任・評価、会計監査人の報酬に対する同意、人事・組織に関する事項等
- ・報告事項(9件)
月次決算内容、次回監査日程、会計監査人の期末監査結果報告会の日程等
- ・その他(1件)
上場維持基準への対処状況を共有

なお、監査役会は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、四半期毎に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けております。また、内部監査人とは、必要の都度相互の情報交換を行うなど、緊密に連携を図っております。

監査役は、年間の監査計画に基づき、取締役会に出席し、議事運営や決議内容等を監査することに加え、必要に応じて意見表明を行っております。また、経営情報会議等の重要な会議への出席や内部監査人及び会計監査人との情報交換等を実施しております。

取締役の職務執行状況については、監査役会の定める監査基準及び分担に従い、監査を実施し、必要に応じて取締役に対し、業務執行に関する報告を求めています。

内部監査の状況

当社では内部統制の有効性および実際の業務の執行状況については、内部監査人（2名）による監査・調査を定期的に実施しております。具体的に内部監査は、コーポレートグループGroup Leader以外の、代表取締役指名された内部監査人が担当し、内部監査を都度実施しております。監査実施結果の報告および改善案について、内部監査人から取締役会及び監査役会への直接報告は行っておりませんが、代表取締役へ提出するとともに、監査役にも内容や情報の報告を実施しております。被監査部門に対しては、改善事項を指示するとともに、改善の進捗状況を報告させた後、フォローアップ内部監査を実施することによりその実効性を確保しております。

会計監査の状況

() 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

() 継続監査期間

12年間

() 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 北澄 裕和
指定有限責任社員 業務執行社員 鶴田 琴子

() 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他10名

() 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会が、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選定した理由は、当社監査役会の監査法人選定基準に照らし、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

() 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に必要とされる専門性、独立性および監査品質管理体制、職務遂行体制の適切性、会計監査の実施状況に関する情報収集及び監査役会とのコミュニケーションなど当社の会計監査人の評価基準に照らした結果、適正であると評価致しました。

監査報酬の内容等

() 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
27,000	-	27,000	-

(注) 当事業年度は、上記以外に前事業年度の当社の監査に係る追加報酬1,000千円を会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に支払っております。

() 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬()を除く)

該当事項はありません。

() その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

() 監査報酬の決定方針

当社のEY新日本有限責任監査法人に対する監査報酬の決定については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めており、取締役会にて監査日数等を検討したうえで監査役会の同意を得て決定しております。

() 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、ならびに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項および同条第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、固定報酬については各役員の役位や責任範囲、在任年数等を総合的に勘案して決定し、固定報酬以外の賞与については会社の経営成績、各役員の役位及び職務の内容や貢献度に応じた業績の評価等を総合的に勘案し決定しております。また、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬については、株主総会で定められた範囲内としております。なお、中長期の業績を反映させる観点から、固定報酬並びに賞与の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとしています。

当社役員の報酬総額については、2007年6月25日開催の第7回定時株主総会において、取締役の報酬総額を年額300百万円以内（当該株主総会終結時の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）であります。）、監査役の報酬総額を年額50百万円以内（当該株主総会終結時の監査役の員数は2名であります。）と決議されております。

当社は2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績と連動した報酬（決算賞与）を支払うこととする。

基本報酬（金銭報酬）および業績に連動した報酬（決算賞与・金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各役員の役位や責任範囲、在任年数等を総合的に勘案して決定する。固定報酬以外の賞与については会社の経営成績、各役員の役位及び職務の内容や貢献度に応じた業績の評価等を総合的に勘案し決定することとし、決算賞与として支払う場合は毎年4月に支払うものとする。

金銭報酬の額および業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
基本報酬と決算賞与の額の割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針としている。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の貢献度を踏まえた賞与の評価配分および決算賞与額とする。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社の2026年3月期における取締役および監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	役員賞与引当金 繰入額	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	36,180	36,180	-	-	-	1
社外役員	28,695	28,695	563	-	563	6

(注) 非金銭報酬等の内訳は、役員に対するストックオプション（新株予約権）に係る株式報酬費用を計上した額であり、その対象となっている社外役員の数は2名です。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社の純投資目的の投資株式に分類される要件は、株式値上がりの利益や配当金の受け取りなどによつての利益確保を目的とした投資であり、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式といたします。

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、株式を保有する事での中長期的な関係維持、取引拡大、シナジ創出による中期事業計画への貢献が可能となるものを対象としています。

発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、当社株主の利益につながると考える場合においてこのような株式を保有する方針としています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容

当社は保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、投資先企業との取引関係の維持・強化が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながるかどうか等を検討し、総合的に判断します。また、当該方針に基づき継続保有すべきか否かについて検討します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	12,290
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	-	-

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社は、IPデータテック企業として、新たなエンターテインメント体験の創出やIPコンテンツの創発から増幅を行ってまいります。このため、エンターテインメント分野における業界経験者やAI・データ技術者まで多様な経験や能力を有す人材で構成されております。

このため組織戦略においては、採用・育成・制度・文化に投資をして、人材力と組織力（エンゲージメント）を高め、人的資本投資のリターンを示す生産性の最大化を行うだけでなく、お互いの異文化や異なる才能を尊重しあうより良い企業文化の発展を目的に以下に注力しております。

人材の確保

ビジネスモデルを支える優秀な人材の確保のため、専門スキルを持つスペシャリストを積極的に採用しております。

- ・優秀な人材の発掘を目的としたリファラル制度の推進
- ・新卒採用：各種学会（人工知能学会、情報処理学会ほか）への参加・ホームページ・SNS等での知名度の向上
企業説明会等への積極的参加、Web等による求人媒体の活用
- ・中途採用：求人媒体の活用、業務経験豊富なキャリア人材の採用

人材の育成

各従事者の専門性向上に資する人材育成に注力することにより、組織の活性化を図っております。社内外研修制度の活用や社員の資格取得を支援するために資格取得支援制度を整備し、社員の積極的な挑戦を応援しております。また個別戦略を技術者、運用者、営業、企画メンバーで一体的に企画・遂行することで、専門性のみならず幅広い事業視点を持ちつつ、共通目標を共に進行を行うことで、相互理解や人材の成長への働きかけを進めております。

働き方の多様性

社員が自分らしく生き生きと働ける職場を目指し、さまざまな労務管理の改善強化策を実施しています。時差勤務やオフィス勤務に限定しないテレワーク（リモートワーク）、バックホームワーク（実家での勤務）、夕方からのコンサートなどのイベント参加を可能とする1/4休などの勤務制度をはじめ、全社員出社日なども設け一体性を発展させつつも、より多様で柔軟な働き方の実現（フレキシブルワーク）を推進するための取り組みを多面的に行っています。

(2)【従業員の状況】

提出会社の状況

当社は、単一セグメントであるため、セグメント区分別の従業員数は記載しておりません。

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（％）
53(3)	42.7	9.0	6,968	4.79

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

使用人等のみに対して付与した新株予約権の内容

決議年月日	決議年月日 (2020年6月22日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17
新株予約権の数(個)(注1)	580[580]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注1)	普通株式 58,000[58,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1)	1,021
新株予約権の行使期間	自 2022年7月2日 至 2030年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注1)	発行価格 1,021 資本組入額 511
新株予約権の行使の条件(注1)	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の内いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項(注1)	新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注1)	(注2)

- (注) 1. 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。
2. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記5.に準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

(8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得します。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めます。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	464,965	600,191
売掛金	206,856	165,647
仕掛品	-	1,865
前払費用	24,582	16,664
その他	2,002	3,564
貸倒引当金	1,657	1,682
流動資産合計	696,749	786,251
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,419	21,549
減価償却累計額	11,419	1,463
建物(純額)	0	20,086
工具、器具及び備品	23,746	32,666
減価償却累計額	23,746	21,701
工具、器具及び備品(純額)	0	10,965
有形固定資産合計	0	31,051
無形固定資産		
ソフトウェア	0	2,559
電話加入権	0	0
その他	0	294
無形固定資産合計	0	2,854
投資その他の資産		
投資有価証券	12,290	12,290
長期前払費用	-	1,654
繰延税金資産	-	33,658
敷金及び保証金	105,689	39,864
その他	2,253	571
貸倒引当金	2,253	571
投資その他の資産合計	117,979	87,467
固定資産合計	117,979	121,373
資産合計	814,728	907,624

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	37,458	28,906
未払金	20,007	18,275
未払費用	13,339	25,983
未払法人税等	4,770	15,009
未払消費税等	9,945	19,746
契約負債	792	343
預り金	15,047	4,125
賞与引当金	41,217	37,186
株主優待引当金	-	8,097
その他	102	70
流動負債合計	142,681	157,744
固定負債		
退職給付引当金	119,800	130,002
固定負債合計	119,800	130,002
負債合計	262,482	287,746
純資産の部		
株主資本		
資本金	505,737	505,737
資本剰余金		
資本準備金	134,137	735
その他資本剰余金	52,306	39,217
資本剰余金合計	186,443	39,952
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	139,132	86,594
利益剰余金合計	139,132	86,594
自己株式	32,099	39,093
株主資本合計	520,949	593,191
新株予約権	31,297	26,686
純資産合計	552,246	619,878
負債純資産合計	814,728	907,624

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1,039,861	1,060,132
売上原価	563,913	530,615
売上総利益	475,948	529,516
販売費及び一般管理費	1,255,612	1,247,075
営業利益又は営業損失()	76,663	52,441
営業外収益		
受取利息	46	46
為替差益	-	572
貸倒引当金戻入額	-	1,657
受取手数料	56	13
商標権使用料	120	120
未払配当金除斥益	29	39
物品売却益	-	190
雑収入	49	0
営業外収益合計	303	2,639
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	3,910	-
雑損失	1	18
営業外費用合計	3,911	18
経常利益又は経常損失()	80,272	55,062
特別利益		
新株予約権戻入益	10,088	7,951
特別利益合計	10,088	7,951
特別損失		
固定資産除却損	-	30
減損損失	416,997	-
支払精算金	551,421	-
特別損失合計	68,419	0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	138,602	63,013
法人税、住民税及び事業税	530	10,077
法人税等調整額	-	33,658
法人税等合計	530	23,581
当期純利益又は当期純損失()	139,132	86,594

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		277,585	43.0	255,861	43.7
外注費		38,528	6.0	51,647	8.8
経費	1	329,275	51.0	277,870	47.5
当期総製造費用		645,388	100.0	585,379	100.0
期首仕掛品棚卸高		265		-	
合計		645,654		585,379	
期末仕掛品棚卸高		-		1,865	
他勘定振替高	2	81,740		52,898	
当期売上原価		563,913		530,615	

(注)

区分	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額(千円)		金額(千円)	
1 経費の主な内訳				
ライセンス使用料		79,690		60,389
減価償却費		87		1,472
支払手数料		189,049		165,485
地代家賃		44,571		33,410
通信費		4,454		3,825
旅費交通費		7,773		8,115
2 他勘定振替高の内訳				
ソフトウェア仮勘定		9,903		3,612
研究開発費		71,837		49,285

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	505,737	204,137	89,928	294,066	100,264	100,264	32,097
当期変動額							
資本準備金からその他資本剰余金への振替		70,000	70,000	-			
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			100,264	100,264	100,264	100,264	
剰余金の配当			7,358	7,358			
資本準備金の積立				-			
当期純損失（ ）					139,132	139,132	
自己株式の取得							1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	70,000	37,622	107,622	38,868	38,868	1
当期末残高	505,737	134,137	52,306	186,443	139,132	139,132	32,099

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	667,441	38,612	706,053
当期変動額			
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-		-
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	-		-
剰余金の配当	7,358		7,358
資本準備金の積立	-		-
当期純損失（ ）	139,132		139,132
自己株式の取得	1		1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		7,314	7,314
当期変動額合計	146,492	7,314	153,807
当期末残高	520,949	31,297	552,246

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	505,737	134,137	52,306	186,443	139,132	139,132	32,099
当期変動額							
資本準備金からその他資本剰余金への振替		134,137	134,137	-			
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			139,132	139,132	139,132	139,132	
剰余金の配当			7,358	7,358			
資本準備金の積立		735	735	-			
当期純利益					86,594	86,594	
自己株式の取得							6,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	133,401	13,089	146,490	225,727	225,727	6,994
当期末残高	505,737	735	39,217	39,952	86,594	86,594	39,093

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	520,949	31,297	552,246
当期変動額			
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-		-
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	-		-
剰余金の配当	7,358		7,358
資本準備金の積立	-		-
当期純利益	86,594		86,594
自己株式の取得	6,994		6,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		4,610	4,610
当期変動額合計	72,242	4,610	67,631
当期末残高	593,191	26,686	619,878

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	138,602	63,013
減価償却費	109	4,359
支払精算金	51,421	-
減損損失	16,997	-
新株予約権戻入益	10,088	7,951
株式報酬費用	2,773	3,341
貸倒引当金の増減額(は減少)	655	1,657
賞与引当金の増減額(は減少)	703	4,031
株主優待引当金の増減額(は減少)	-	8,097
退職給付引当金の増減額(は減少)	11,135	10,201
受取利息及び受取配当金	46	46
固定資産除却損	-	0
売上債権の増減額(は増加)	26,512	41,208
棚卸資産の増減額(は増加)	265	1,865
仕入債務の増減額(は減少)	4,354	8,551
未払金の増減額(は減少)	969	1,732
未払消費税等の増減額(は減少)	1,189	9,800
契約負債の増減額(は減少)	5,014	448
未払費用の増減額(は減少)	5,320	12,643
預り金の増減額(は減少)	5,619	10,921
その他	5,026	6,588
小計	98,798	122,047
利息及び配当金の受取額	46	46
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1,599	529
精算金の支払額	51,421	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	151,772	121,564
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	204	34,146
無形固定資産の取得による支出	9,903	4,118
貸付けによる支出	5,000	-
貸付金の回収による収入	1,089	1,657
資産除去債務の履行による支出	-	17,000
敷金及び保証金の差入による支出	40,574	-
敷金及び保証金の回収による収入	-	81,614
投資活動によるキャッシュ・フロー	54,592	28,007
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	7,326	7,350
自己株式の取得による支出	1	6,994
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,327	14,345
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	213,693	135,226
現金及び現金同等物の期首残高	678,658	464,965
現金及び現金同等物の期末残高	464,965	600,191

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(建物附属設備を含む)については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年～5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度末において役員賞与引当金は計上していません。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、当事業年度の負担に属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員への退職給付の支給に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用して計上しております。

(6) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を受注損失引当金に計上しております。

なお、当事業年度末における受注案件に損失の発生が見込まれるものはないため、受注損失引当金は計上していません。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

データベース関連サービスの提供に係る収益認識

データベース関連サービスにおいては、コンテンツ・商品・サービスに紐づく情報をデータベース化したオリジナルのMSDBを元に、データライセンス、検索機能、レコメンド・パーソナライズ機能、データ分析などのサービスを提供することを履行義務として識別しております。

当該サービスの性質がクラウドサービス等のアクセス権である場合には、一定の期間にわたり収益を認識し、データの納品等サービスの性質が使用权である場合には、引渡時に収益を認識しております。

また当社は、データベース関連サービスの提供に対して別途の契約に基づく、保守・運用等のサービスを提供しております。サービスには顧客からの要請に応じた都度の契約と一定期間の契約があり、これらに関して保守・運用等のサービスを提供することを履行義務として識別しております。顧客からの要請に応じた都度の契約の場合は、サービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識し

ております。一定期間の保守契約の場合は、契約期間を履行義務の充足期間として、契約に基づくサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

受託制作のソフトウェア開発に係る収益認識

受託制作のソフトウェア開発においては、顧客との契約に基づき、要求される仕様のソフトウェアを提供することを履行義務として識別しております。作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断される案件については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度の合理的な見積りができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。その他の案件については、顧客の検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該ソフトウェアの検収時点で収益を認識しております。

また、当該ソフトウェアに関連する保守などのサービスを顧客に対して提供する場合がありますが、当該サービスに関する履行義務は、当社が顧客との契約において約束した保守などのサービスを提供することであり、当該義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、契約期間にわたって収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

なお当社は、繰延税金資産の回収可能性にかかる会計上の見積りを、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 識別した会計上の見積りの内容を表す項目及び当事業年度の財務諸表に記載した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	-	33,658

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

当社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。また、課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画を基礎としており、当該見積額の範囲内で繰延税金資産を算定しております。

主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りにおける主要な仮定は受注予測であります。

受注予測は不確実性を伴うため、課税所得の見積りに際しては、事業計画に織り込んだ当該不確実性をより慎重に反映しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、経済環境の変化等により主要な仮定である受注予測が実績と異なる場合、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取り扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度5%、当事業年度6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度95%、当事業年度94%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	67,410千円	64,875千円
賃金給料及び諸手当	165,015	126,186
法定福利費	32,435	26,676
支払手数料	93,471	87,900
広告宣伝費	3,019	393
賞与引当金繰入額	1,238	4,328
株主優待引当金繰入額	-	8,097
退職給付費用	9,611	6,082
減価償却費	22	2,887
研究開発費	71,837	49,285
地代家賃	32,297	26,216

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
研究開発費	71,837千円	49,285千円

3 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	- 千円	0千円

4 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。
前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1)減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	9,816
		工具、器具及び備品	181
		敷金及び保証金	7,000
合 計			16,997

(2)グルーピングの方法及び減損損失を認識するに至った経緯

当社は、モバイル端末向けアプリケーション開発、データベース構築及びそれらを組み合わせたサービスの開発と提供を行う単一セグメントであり、全社一体としてグルーピングを実施しております。

当事業年度において、全社の営業損益が2期連続して赤字となり、上記事業用資産に減損の兆候が把握されたことから、回収可能性を慎重に検証した結果、将来キャッシュ・フローの見積り総額が当該資産グループの帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないためゼロとして評価しております。

なお、建物の賃借契約に基づく原状回復にかかる費用については、当該契約に関連する敷金から控除する簡便法を採用しています。敷金に対して計上した減損損失は、当該最終的に回収が見込めない金額のうち未だ費用に計上していない金額に対して計上したものであります。

5 支払精算金

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社が実施している著作権使用料報告代行業務において音楽権利管理団体2団体への報告内容に齟齬（過払、未払）が生じていることが判明しました。これを受けて音楽権利管理団体と協議した結果、著作権使用料の未払については、当社負担による音楽権利管理団体への支払を通じて精算することで合意しました。

当該合意に基づく当社負担額を支払精算金として計上しております。

なお、齟齬のある当社の報告に基づく音楽権利管理団体による著作権者への著作権使用料の過払は回収に不確実性を伴うため未収計上はしてありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,477,400	-	-	2,477,400
合計	2,477,400	-	-	2,477,400
自己株式				
普通株式	24,683	2	-	24,685
合計	24,683	2	-	24,685

(注) 単元未満株式の買取りによる増加2株となります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(第13,14,15,16,17回)	-	-	-	-	-	31,297
合計		-	-	-	-	-	31,297

(注) スtockオプションとしての新株予約権(第16,17回)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	7,358	資本剰余金	3	2024年3月31日	2024年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	7,358	資本剰余金	3	2025年3月31日	2025年6月23日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,477,400	-	-	2,477,400
合計	2,477,400	-	-	2,477,400
自己株式				
普通株式	24,685	9,900	-	34,585
合計	24,685	9,900	-	34,585

（注）普通株式の自己株式の株式数増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（第14,15,16,17,18回）	-	-	-	-	-	26,686
合計		-	-	-	-	-	26,686

（注）ストックオプションとしての新株予約権（第17,18回）は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	7,358	資本剰余金	3	2025年3月31日	2025年6月23日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	14,656	利益剰余金	6	2026年3月31日	2026年6月24日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
現金及び預金勘定	464,965千円	600,191千円
現金及び現金同等物	464,965	600,191

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等としており、また、資金調達については調達計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達する方針です。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規定に従い、役職者が日常的、定期的な取引先の情報の把握に努め、取引相手ごとの期日および残高管理を行うとともに、各部と連携し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は各部からの報告に基づきコーポレートグループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	105,689	95,565	10,123
資産計	105,689	95,565	10,123

当事業年度(2026年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	39,864	30,571	9,292
資産計	39,864	30,571	9,292

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等並びに預り金は現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上記表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
非上場株式	12,290	12,290

3. 満期のある金銭債権については、全て1年以内に償還されるものとなっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	95,565	-	95,565
資産計	-	95,565	-	95,565

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	30,571	-	30,571
資産計	-	30,571	-	30,571

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

この時価は、貸借期間の将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に基づいた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（リース取引関係）

（借主側）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前会計年度 (2025年3月31日)	当会計年度 (2026年3月31日)
1年内	-	46,721
1年超	-	101,230
合計	-	147,952

（注）未経過リース料については、中途解約不能な定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃及び共益費の合計額を記載しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。
2. その他有価証券
貸借対照表に計上された投資有価証券12,290千円については、市場価格がないことから、記載しておりません。
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。
4. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。
2. その他有価証券
貸借対照表に計上された投資有価証券12,290千円については、市場価格がないことから、記載しておりません。
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。
4. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金支給規定に基づく退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	108,665 千円	119,800 千円
退職給付費用	21,549	15,664
退職給付の支払額	10,414	5,462
退職給付引当金の期末残高	119,800	130,002

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	119,800 千円	130,002 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	119,800	130,002
退職給付引当金	119,800	130,002
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	119,800	130,002

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 21,549千円 当事業年度 15,664千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	2,773	3,341

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
新株予約権戻入益	10,088	7,951

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役1名 当社従業員15名	当社従業員17名	当社取締役1名 当社従業員2名 社外協力者1名	当社取締役1名 当社従業員2名
株式の種類及び付 与数(注)	普通株式 29,200株	普通株式 107,000株	普通株式 11,000株	普通株式 15,000株
付与日	2015年7月1日	2020年7月1日	2022年7月1日	2023年7月1日
権利確定条件	権利行使時に当社又は 当社子会社の取締役、 監査役又は従業員い ずれかの地位にある こと、あるいは、当社 と顧問契約を締結 している場合。発行 日から2年間経過す ることを行使期間 開始の条件とする。	権利行使時に当社又は 当社子会社の取締役、 監査役又は従業員い ずれかの地位にある こと、あるいは、当社 と顧問契約を締結 している場合。発行 日から2年間経過す ることを行使期間 開始の条件とする。	権利行使時まで継続 して取締役、監査役、 従業員、顧問、ア ドバイザー、コンサル タント、社外協力者、 業務委託先等その名 目の如何を問わず、 当社または当社関係 会社との関係で委任 または請負等の継続 的な契約関係にある こと。また、発行日 から2年間経過す ることを行使期間 開始の条件とする。	権利行使時に当社又は 当社子会社の取締役、 監査役又は従業員い ずれかの地位にある こと、あるいは、当社 と顧問契約を締結 している場合。発行 日から2年間経過す ることを行使期間 開始の条件とする。
対象勤務期間	自 2015年7月1日 至 2017年7月1日	自 2020年7月1日 至 2022年7月1日	自 2022年7月1日 至 2024年7月1日	自 2023年7月1日 至 2025年7月1日
権利行使期間	自 2017年7月2日 至 2025年4月30日	自 2022年7月2日 至 2030年5月31日	自 2024年7月2日 至 2032年5月31日	自 2025年7月2日 至 2033年5月31日

	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員4名	当社従業員9名 社外協力者1名
株式の種類及び付 与数(注)	普通株式 30,000株	普通株式 30,000株
付与日	2024年7月1日	2025年7月1日
権利確定条件	権利行使時に当社又は 当社子会社の取締役、 監査役又は従業員い ずれかの地位にある こと、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。発 行日から2年間経過 することを行使期間 開始の条件とする。	権利行使時まで継続 して取締役、監査役 、従業員、顧問、 アドバイザー、コン サルタント、社外協 力者、業務委託先等 その名目の如何を問 わず、当社または当 社関係会社との関係 で委任または請負等 の継続的な契約関係 にあること。また、 発行日から2年間経 過することを行使期 間開始の条件とする。
対象勤務期間	自 2024年7月1日 至 2026年7月1日	自 2025年7月1日 至 2027年7月1日
権利行使期間	自 2026年7月2日 至 2034年5月31日	自 2027年7月2日 至 2035年5月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権
権利確定前(株)					
前事業年度末	-	-	-	15,000	30,000
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	15,000	-
未確定残	-	-	-	-	30,000
権利確定後(株)					
前事業年度末	13,300	68,000	8,000	-	-
権利確定	-	-	-	15,000	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	13,300	10,000	-	-	-
未行使残	-	58,000	8,000	15,000	-

	第18回 新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	30,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	30,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権
権利行使価格(円)	966	1,021	831	1,056	937
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	355	323	264	283	218

	第18回 新株予約権
権利行使価格(円)	598
行使時平均株価 (円)	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	129

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度(2026年3月期)に付与された第18回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	第18回新株予約権
株価変動性(注)1	25.3%
予想残存期間(注)2	5.96年
予想配当(注)3	3円/株
無リスク利率(注)4	0.97%

(注)1. 第18回新株予約権は72ヶ月(2019年7月から2025年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2025年3月期の配当実績額で算定しております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債利回りを用いて算定しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職による失効数を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 3月31日)	当事業年度 (2026年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	12,991千円	11,721千円
未払費用	5,686	7,829
未払事業税	1,336	1,907
減価償却超過額	10,463	6,176
貸倒引当金	1,232	710
資産除去債務	5,358	381
退職給付引当金	37,761	40,976
一括償却資産超過額	767	420
株式報酬費用 (非適格)	-	155
長期前払費用	351	150
株主優待引当金	-	2,552
関係会社株式評価損	9,230	9,230
投資有価証券評価損	13,652	12,045
税務上の繰越欠損金 (注) 2	143,514	134,356
その他	22	22
繰延税金資産小計	242,370	228,637
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	143,514	125,497
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	98,856	69,482
評価性引当額小計 (注) 1	242,370	194,979
繰延税金資産合計	-	33,658

(注) 1 . 評価性引当額が前事業年度より47,391千円減少しております。この減少の主な内容は、賞与引当金及び繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2 . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額であります。

前事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	8,044	-	11,413	11,989	15,212	96,852	143,514
評価性引当額	8,044	-	11,413	11,989	15,212	96,852	143,514
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	10,300	11,989	15,212	36,990	59,861	134,356
評価性引当額	-	1,441	11,989	15,212	36,990	59,861	125,497
繰延税金資産	-	8,859	-	-	-	-	(2) 8,859

- (1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (2) 税務上の繰越欠損金134,356千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産8,859千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、翌事業年度に発生が見込まれる課税所得により回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に加算されない項目	3.3	9.8
住民税均等割等	0.3	1.0
評価性引当額の増減	17.0	75.2
新株予約権戻入益	2.2	3.8
繰越欠損金の期限切れ	51.3	-
税率変更による影響	4.8	-
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税の負担率	0.3	37.4

(資産除去債務関係)

当社はオフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	収益分解の内容		合計
	サービス提供	受託開発	
顧客との契約から生じる収益	934,900	104,961	1,039,861
外部顧客への売上高	934,900	104,961	1,039,861

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	収益分解の内容		合計
	サービス提供	受託開発	
顧客との契約から生じる収益	934,315	125,816	1,060,132
外部顧客への売上高	934,315	125,816	1,060,132

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	180,343	206,856
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	206,856	165,647
契約負債(期首残高)	5,806	792
契約負債(期末残高)	792	343

契約負債は、当社メディアサービスにおける顧客との契約に基づき役務提供前に受領した前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は792千円であります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年超の重要な契約がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、モバイル端末向けアプリケーション開発、データベース構築及びそれらを組み合わせたサービスの開発と提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	サービス提供	受託開発	合計
外部顧客への売上高	934,900	104,961	1,039,861

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客以外への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
LINE MUSIC株式会社	199,172
楽天グループ株式会社	143,203

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	サービス提供	受託開発	合計
外部顧客への売上高	934,315	125,816	1,060,132

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客以外への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
LINE MUSIC株式会社	198,780
楽天グループ株式会社	149,065
株式会社エッグス	107,100

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
1株当たり純資産額	212.40円	242.83円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）	56.73円	35.36円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	-円

（注）1．前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。また、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）		
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	139,132	86,594
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	139,132	86,594
普通株式の期中平均株式数（株）	2,452,716	2,448,977

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての新株予約権の付与)

当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び社外協力者に対してストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、並びに募集事項の決定を取締役に委任することの承認を求めることを決議し、2026年6月23日開催の当社第26回定時株主総会において当該ストック・オプションの発行が承認されました。なお、当社取締役に対する本新株予約権の発行は、取締役に対する金銭ではない報酬に該当します。取締役報酬額については、2007年6月25日開催の当社第7回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。)とする旨が承認され、現在に至っておりますが、本件新株予約権の公正価額と当該取締役の報酬額の年額の合計額はこの報酬総額の限度内として、非金銭報酬等としての新株予約権を取締役に付与することについても併せて承認されました。

ストック・オプションとしての新株予約権は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めること等を目的としております。ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役については、会社業績及び当社における業務執行等の状況・貢献度等を基準として決定し、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値を意識した経営の推進を図ることを目的として、取締役及び社外協力者に対し金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当ていたします。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の取締役及び社外協力者に割り当てるものとします。

3. 新株予約権の払込金額及び割当日

金銭の払込みを要しないものとし、割当日については、取締役会で決定します。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式30,000株を新株予約権の目的となる株式の数の上限とします。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

(2) 新株予約権の総数

300個を上限とします。(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。)

(3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」といいます。)に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とします。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後 調整前 1

$$\text{行使価額} = \frac{\text{行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使並びに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \left(\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

（４）新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日を始期として2036年5月31日まで。

（５）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

（７）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

（８）新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時まで継続して、取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザー、コンサルタント、社外協力者、業務委託先等その名目の如何を問わず、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいいます。）との関係で委任または請負等の継続的な契約関係にある場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

（９）新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者が上記（８）で定める条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権の全部または一部を無償で取得します。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定めます。

(10) 組織再編成時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」といいます。）する場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ロ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定します。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

(4)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(4)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

ヘ 新株予約権の行使の条件

(8)に準じて決定します。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

(9)に準じて決定します。

(11) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とします。

新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定します。

5. 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会で決定します。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	11,419	21,549	11,419	21,549	1,463	1,463	20,086
工具、器具及び備品	23,746	12,597	3,677	32,666	21,701	1,632	10,965
有形固定資産計	35,166	34,146	15,096	54,216	23,164	3,095	31,051
無形固定資産							
ソフトウェア	645,068	3,612	-	648,680	646,121	1,053	2,559
ソフトウェア仮勘定	-	3,612	3,612	-	-	-	-
電話加入権	0	-	-	0	-	-	0
その他	671	505	-	1,177	882	210	294
無形固定資産計	645,739	7,731	3,612	649,858	647,004	1,264	2,854
長期前払費用	-	2,292	638	1,654	-	-	1,654

(注) 1. 当期増加額の主なものは以下のとおりであります。

建物	本社移転による内装設備の取得	21,549千円
工具器具備品	本社移転による什器等の取得	12,597千円
ソフトウェア	ソフトウェア完成によるソフトウェア仮勘定からの振替	3,612千円
ソフトウェア仮勘定	自社利用ソフトウェア	3,612千円
長期前払費用	システム機器の設置・設定に関する費用	2,292千円

2. 当期減少額の主なものは以下のとおりであります。

建物	本社移転による内装設備の除却	11,419千円
工具器具備品	本社移転による什器等の除却	2,398千円
	ノートパソコン他電子機器の除却	1,279千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア勘定への振替	3,612千円
長期前払費用	システム機器の設置・設定に関する費用を前払費用等に振替	638千円

3. 長期前払費用は、費用の期間配分に係るものであり、償却資産とは性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,910	-	-	1,657	2,253
賞与引当金	41,217	37,186	41,217	-	37,186
株主優待引当金	-	8,097	-	-	8,097

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)欄の金額は、回収による戻入であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

(1) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	297
預金	
普通預金	599,788
別段預金	105
小計	599,894
合計	600,191

(2) 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
LINE MUSIC株式会社	36,443
楽天グループ株式会社	27,979
株式会社エッグス	16,610
LINEヤフー株式会社	11,880
株式会社レコチョク	9,529
その他	63,205
合計	165,647

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期貸倒 償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (E)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
206,856	1,166,143	1,207,352	-	165,647	87.9	58.3

(3) 仕掛品

品目	金額(千円)
ソフトウェア及びアプリケーション	1,865
合計	1,865

固定資産

敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
本社	39,364
その他	500
合計	39,864

流動負債

(1) 買掛金

相手先	金額(千円)
Amazon Web Services, Inc	14,938
NHNテコラス株式会社	5,787
株式会社ジャパンミュージックデータ	1,694
株式会社IPG	1,320
レプソナ合同会社	1,100
その他	4,066
合計	28,906

(2) 賞与引当金

区分	金額(千円)
賞与引当金	37,186
合計	37,186

固定負債

退職給付引当金

区分	金額(千円)
退職給付債務	130,002
合計	130,002

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間会計期間	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	261,640	530,976	796,522	1,060,132
税引前中間(当期)(四半期)純利益(千円)	1,025	22,033	39,805	63,013
中間(当期)(四半期)純利益(千円)	893	20,572	38,880	86,594
1株当たり中間(当期)(四半期)純利益(円)	0.36	8.39	15.86	35.36

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	0.36	8.02	7.47	19.48

(注) 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務諸表を作成しておりますが、当該四半期に係る財務諸表に対するレビューは受けておりません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで												
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内												
基準日	3月31日												
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日												
1単元の株式数	100株												
単元未満株式の買取り													
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部												
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社												
取次所	-												
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額												
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.sockets.co.jp/ir/												
株主に対する特典	<p>当社は、2026年2月6日開催の取締役会において、株主優待制度の導入を以下のとおり決議いたしました。</p> <p>1. 株主優待制度の開始時期 2026年3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様を対象に開始いたします。</p> <p>2. 株主優待制度の概要 毎年3月末日現在の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上の株式を保有されている株主様を対象といたします。</p> <p>3. 株主優待の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有期間</th> <th>タワーレコード ギフトカード</th> <th>TOHOシネマズ® ギフトカード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式保有1年未満の方</td> <td>1,500円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>株式保有1年以上 3年未満の方</td> <td>-</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>株式保有3年以上の方</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2026年3月31日を基準日とする初回の株主優待については下記といたします。 継続保有期間1年未満の方にはタワーレコードギフトカード3,000円を贈呈</p>	保有期間	タワーレコード ギフトカード	TOHOシネマズ® ギフトカード	株式保有1年未満の方	1,500円	-	株式保有1年以上 3年未満の方	-	3,000円	株式保有3年以上の方	1,500円	3,000円
保有期間	タワーレコード ギフトカード	TOHOシネマズ® ギフトカード											
株式保有1年未満の方	1,500円	-											
株式保有1年以上 3年未満の方	-	3,000円											
株式保有3年以上の方	1,500円	3,000円											

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第25期) (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月20日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年6月20日関東財務局長に提出
- (3) 訂正内部統制報告書
事業年度(第25期) (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月27日関東財務局長に提出
- (4) 半期報告書及び確認書
(第26期中) (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月7日関東財務局長に提出
- (5) 臨時報告書
2025年6月23日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。
- (6) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自 2025年11月1日 至 2025年11月30日) 2026年3月25日関東財務局長に提出
報告期間(自 2025年12月1日 至 2025年12月31日) 2026年3月25日関東財務局長に提出
報告期間(自 2026年1月1日 至 2026年1月31日) 2026年3月25日関東財務局長に提出
報告期間(自 2026年2月1日 至 2026年2月28日) 2026年3月25日関東財務局長に提出
報告期間(自 2026年3月1日 至 2026年3月31日) 2026年4月2日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月23日

株式会社 ソケット

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北 澄 裕 和
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 琴 子
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケットの2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケットの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）及び（税効果会計関係）に記載されているとおり、会社は、当事業年度末の貸借対照表において、繰延税金資産を33,658千円計上している。</p> <p>会社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、受注予測である。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断において、翌事業年度の事業計画における主要な仮定を含む将来の課税所得の見積りは不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異の残高について、その解消見込年度のスケジュールリングを検討した。 ・将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる翌事業年度の事業計画について検討した。翌事業年度の事業計画の検討に当たっては、取締役会によって承認された直近の予算との整合性を検討した。 ・経営者による事業計画の策定プロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績を比較した。 ・翌事業年度の事業計画に含まれる主要な仮定である受注予測については、過去実績からの趨勢分析を実施するとともに、経営者と協議した結果との整合性を検討した。 ・翌事業年度の事業計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の繰延税金資産の回収可能性に関する判断に与える影響を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起

すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソケットの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ソケットが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。